DOI: 10.20776/S03862097-50-T25

鎌倉公方足利氏満と下野小山義政の乱

特に足利氏満文書三通をめぐってー

佐

藤 博

信

目 次

じ め

第一章 は 足利氏満文書三通の理解について に

足利氏満と足利御陣

第三章

鷲城合戦と頼印の登場

小山御陣の構えについて

第五章 第四章 御陣での足利氏満の文書発給について

第六章 村岡御陣・小山御陣の実態

第七章 鎌倉公方と関東管領の立ち位置

第八章 お 足利氏満文書二通の伝来過程 わ ŋ に

はじめに

の東国 山閣、 (校倉書房、 中世 東国史研究 一九二六年)と戦後の永原慶二『日本封建制成立過程の研究』(岩波書店、 地域と権力』(東京大学出版会、一九八九年)、山田邦明『鎌倉府と関東 一九九五年)、小国浩寿『鎌倉府体制と東国』(吉川弘文館、二〇〇一年)などをへて自立した研究 (特に南北朝・室町期) は、 アジア・太平洋戦争前の渡邊世祐 -中世の政治秩序と在地社会―』 『関東中心足利時代之研究』(雄 一九六一年)、峰岸純夫『中世

課題として定着していった。

に室町幕府との関係を視野に入れつつも、 政策』(思文閣出版、二〇一四年)、植田真平『鎌倉府の支配と権力』(校倉書房、二〇一七年)、黒田基樹編 代表するのが、 かという共通認識の定着化が窺われる。 倉府発給文書の研究』 現在は、 昨今の関係史料の一段の整備も相俟って、新たな研究段階に入ったといっても過言ではない。それ 『湯山学中世史論集1~6』(岩田書院、二○○九年~二○一三年)、杉山一弥 (戎光祥出版、二〇二〇年) などであることは、衆人の認めるところであろう。 鎌倉府と東国社会の諸関係を如何に総体的にしてかつ構造的に把える 『室町幕 その 府の 根底 東国 を

時代之研究』以降『小山市史通史編1自然原始・古代・中世』(一九八四年)をへて近年の松本一夫編 東武士の研究第六巻下野小山氏』(戎光祥出版、 小山義政の乱であったことも、これまた共通した認識であろう。この乱については、すでに渡邊 その点の原点となったのが、 東国における南北朝期から室町前期に及ぶ内乱史の総決算と位置付けられる下野 二〇一二年)、石橋一展「小山氏の乱」 (黒田編 『関東中心足利 『関東足利氏の 中 世 関

まで多くの研究が蓄積されている。 権力』 歴史第2巻足利氏満とその時代』戎光祥出版、二〇一四年。 初出二〇一四年。 植田「公方足利氏満・満兼期鎌倉府の支配体制 以下、 植田論文と称す)、松本一夫 『小山氏の盛衰』(戎光祥出版、二〇一五年)に至る 以下、 『鎌倉府体制』 『足利氏満とその時代』と略す。 再考にむけて―』 (『鎌倉府の支配と

頼印の役割などという基礎的事柄の究明という視点である。それゆえ、 という研究の原点に立ち返って立論したい。 ける文書の発給形態、そこにおける鎌倉公方足利氏満や関東管領上杉憲方の役割分担の形態、 ようとするものである。 本稿は、そうした分厚い研究蓄積を学びながら下野小山義政の乱を以下のような視点から若干の見通しを立て その視点とは、鎌倉公方の御陣としての武蔵村岡・下野小山の立地条件、 本稿では、 後述の足利氏満文書の再検討 祈祷僧 その御陣にお (護持僧

第一章 足利氏満文書三通の理解について

印 所領の安堵や寄進を行ったのである。 ので、その段階に一応の終息をみたのであった。その後、氏満は、 氏旧蔵文書」神四八七六=南関四〇五三)に「鷲城没落」とみえ、さらに永徳元年十二月十三日付遍照院僧 段階に大別されるが、 下 野 宛足利氏満御教書 小山義政の乱 (以下、 前者の段階は永徳元年十一月十八日付遍照院僧正 (「明王院文書」神四八七九=南関四○五八)に「去十日鷲城以下所令没落也」とみえる 義政の乱と略す)は康暦二年(一三八○)~永徳元年(一三八一) その過程で、 以下の三通が出されたのであった。 参陣諸氏や戦勝祈願の諸寺社の要求に応えて 一(頼印) 宛足利氏満御教書 段階と永徳二年 (「神田孝平 Œ 頼

鎌倉公方足利氏満と下野小山義政の乱

-特に足利氏満文書三通をめぐって-

A(「坂本武雄氏所蔵文書」神四八八九=南関四○七七。以下、A文書と称す。写真Ⅰ)

祇薗城以下没落事、忩承侯、喜入侯、差遣勢侯之間、 対治不可幾候歟、 目出度候、恐々謹言、

氏^定満

(花押

三月廿六日

若宮殿

B(「喜連川文書」神四八九○=南関四○七九。以下、B文書と称す)

祇園城没落、誠目出候、就之承候之条、畏入候、恐惶敬白

三月廿九日

氏満 (花押)

C (「明王院文書」神四八九四=南関四○八三。以下、C文書と称す)

大小金剛護摩二七ケ日未満、 永賢自害了、祈念之至、超常篇者也、尤以神妙、 弥可被致祈祷精誠之状如件、

遍照院僧正御房

永徳二年四月十五日

な文言の存在からかならず引用される周知な史料である(『小山市史史料編中世』 一九七八年他)。 A・B文書は、、、 A・B・C文書は、義政の乱の検討の際に、「祇薗城以下没落」「祇園城没落」「永賢(義政)自害」の決定的

のA・B・C文書を一連のものとして位置づけることは、従来かならずしも十分ではなかったように思われる。 私文書ゆえに無年号であるが、従来から比定されるようにC文書同様永徳二年であることは間違いない。ただこ

それは、以下のようにA・B・C文書が「頼印大僧正行状絵詞」(以下、「頼印絵詞」と略す。『群馬県史資料編 6中世2編年史料1』一九八四年)の同時期的な記述と緊密に連係し、 (⑤) またその間の鎌倉寺社との関係を示す貴



足利氏満書状 「館山市立博物館所蔵」) (「坂本武雄氏旧蔵文書 |

が出されなかった所以である。 という。それ以後、 大将」と三日間交渉を重ねて二十九日に発向す のである。氏満は、五月一日には鎌倉に帰った の小山御陣の「南庭」での義政頸実検に至った 城以下を掃討し四月十三日の義政自害、十八日 る旨の確約をえたのであった。その結果、糟尾 なお、 義政の乱に絡む氏満の文書

京都関係者の記録の五月七日条に 関

命じたのであった。頼印は、それを受けて「両 の護摩壇を訪ねて、その翻意に尽力するように 大将」が武蔵白旗一揆などとの関係から二十五 杉朝宗・木戸法季に追討を命じたものの、「両 焼し糟尾山中へ逃れたのを受けて「両大将」上

日に固辞を表明したので、二十六日早朝に頼印

重な史料と考えるからである。

犬丸父子が永徳二年三月二十二日に祇園城を自

その「頼印絵詞」によれば、氏満は義政・若

其説云々」(「実冬日記」)などと記されている。 と略す)、同八日条に「小山去月中 未 比没落、而追手懸之間、依難遁切腹了、彼頸既上洛、近日可京著之由、 東小山滅亡事」(「空華日用工夫略集」。辻善之助編 『空華日用工夫略集』太洋社、一九三九年。以下、「日工集」 有

は、 と理解されようか。 とをありがたいと述べ、さらに当方から追討の軍勢を派遣するのでまもなく退治できるでしょう、と述べたもの であったに違いない」(櫻井彦『南北朝内乱と東国』吉川弘文館、二〇一二年)などと理解されているが、これ 政が祇園城を出たとの知らせを受けると、『喜び入り候』との書状を認めている。義政追討の口実を得た『喜び』 答えて、その後、既に小山義政追討軍を差し向けた旨を報ずる」(『小山市史史料編中世』綱文)とか「氏満は義 印の対談が行われた日である。A文書は、一般的には「足利氏満、若宮八幡宮よりの小山義政祇園城没落の報に であった。その両日にA・B文書が出されたのである。そこで、その内容が問われよう。二十六日は、 以上のように足利氏満にとって三月二十六日と同二十九日は、義政の乱追討の過程において極めて重要な日次、、、、、 氏満が鶴岡八幡宮若宮別当 (弘賢)に対して、義政が祇園城から没落したことをすぐさまお聞きになったこ 氏満と頼

は、 る。 を共有し合った文書であった。氏満は鎌倉を離れたが、当然ながら鎌倉の寺社と連絡をとりあっていたのであ 宮殿」にも、 この追討の軍勢のことは、確かに「両大将」派遣のことを指しており、事態の推移に符合する一文である。「若 例えば、「鶴岡八幡宮寺供僧次第」(『鶴岡叢書第四輯鶴岡八幡宮寺諸職次第』鶴岡八幡宮、一九九一年)に 南蔵坊 (吉祥院) 義政祇園城没落の一報が入っていたのである。 俊誉が「自小山御陣以来、長日仁王講勤之、 現地の氏満と鎌倉の若宮別当とが「喜入」・「目出 御教書在之」とみえる。多くの供僧が戦勝祈

な戦況報告を受けていたのであった。それをふまえて、京都への「関東使者」派遣とか「関東注進」が行われた 願に奔走し、それに関わる「御教書」が出されたのも当然であった。「若宮殿」も鎌倉にあって、氏満から様

のである

博物館調查報告書喜連川文書』(栃木県立博物館、 町史第五巻資料編5喜連川文書上』(二〇〇七年)は「関東公方足利氏満が祇園城落城について述べる」(宛所欠)、 の綱文は「足利氏満、某よりの小山義政祇園城没落の報に対して、喜びの意を表わす返書を与える」、『栃木県立 『喜連川文書の世界』(さくら市ミュージアム―荒井寛方記念館―、二〇一五年) は「宛所を欠くが、関東公方・ それでは、A文書の三日後に出されたB文書は、如何に位置づけられようか。その点、『小山市史史料編中世. 鎌倉公方足利氏満が喜びの意を表したものである。宛名が欠けており誰に宛てたかは不明である」、『喜連川 一九九三年)は「祇園城 (現小山市) が落城したことについ

略 ―』(鎌倉国宝館、二〇一八年。以下、『鎌倉公方足利基氏』と略す)は「二代鎌倉公方足利氏満が、 足利氏満が祇園城の落城を『目出候』と感想を述べる」、『鎌倉公方足利基氏―新たなる東国の王とゆかりの寺社 の乱における祇園城 (中略)落城について述べた書状だが、宛所を欠く」といった具合である。 小山義政 これらの解 中

釈は、果たして正鵠を穿ったものであろうか。

あることの解明である 思われる。その宛所の復元は、本文書を考える際に決定的意味を持とう。それとB文書の日付が三月二十九日で 除されていることや「喜連川文書」として伝来したことなどについて、 その問題の一つは、 宛所如何である。 某は、「欠」というよりも明確に削除された結果であった。 十分な関心が払われてこなかったように 従来その削

鎌倉公方足利氏満と下野小山義政の乱――特に足利氏満文書三通をめぐって-

黒田編 と略す)。 覚寺文書」神五二六六)書状などが知られる程度である と略す)。 氏の歴史第1巻足利基氏とその時代』戎光祥出版、二〇一三年。初出一九九五年。以下、『足利基氏とその時代』 五八 = 南関三〇九六) 惶敬白」の使用例をみると、 そこでまず注目するのは、 「鹿王院文書」 南関三九五七)、遊行上人宛(「金光寺文書」室関五二八)・「鹿苑院侍者御中」(絶海中津) 宛 『関東足利氏の歴史第3巻足利満兼とその時代』戎光祥出版、二〇一五年。以下、『足利満兼とその時代. 氏満・満兼も、 が知られるだけである 天龍寺塔頭「雲居庵侍者御中」宛(「鹿王院文書」神四八六八)・「南禅寺侍者御中」宛 基氏は、(貞治二年)五月二十六日付侍者中宛書状(「保阪潤治氏所蔵文書」神四 Aの書止文言が「恐々謹言」なのに対して「恐惶敬白」な点である。鎌倉公方の「恐 (角田朋彦 「足利基氏発給文書に関する一考察」黒田編 (駒見「足利氏満の発給文書」・「足利満兼の発給文書」 『関東足利 (一) 几

拠れば、 満と満兼書状の京都五 義詮公帖(「永源寺文書」神四四三二=南関三〇五八)で建長寺住持(浪本澤一『林下の禅者 このうち、 一九八三年)に補任された五山僧で将軍足利義満・義堂周信とも緊密な関係にあった人物である。まさに氏 本書は寂室元光に充てたもの」とされる。 最初の基氏書状の「侍者御中」の実態は『神奈川県史資料編3』の注によれば、「瑞石歴代雑記に |山僧と同格の人物の書札礼であったことになる。 寂室元光は、 蘭渓道隆の孫弟子で貞治二年正月三十日付足利 寂室元光』 創林

公方段階の足利政氏書札礼(「喜連川文書四」戦古四九二) 其時ハ、恐惶敬白上可書」、「一、建長寺・藤沢上人へ、公方様御書、 その点に関しては、「鎌倉年中行事」の「建長寺五山ノ当住并東堂之方々へ書札之事」=「大僧正ハ =「為年始之祝言 恐惶謹言トアソバシテ、進上書也」、古河 (中略) 恐々敬白 (中略) 中 円覚寺

師」「一、恐々敬白、月日 当住誠仲和尚」、「里見家永正・元亀中書札留抜書」(『戦国遺文房総編第四巻』東京堂出版、二〇一三年)=「一、 僧中へ書札 五山之長老<
書様体
会下·東堂·長老
一
一 源義豊 進上 清浄光寺庫院」などとあり、 恐惶敬白、正月日 若干の相違は認められるものの、 源義豊 進上 建長寺衣鉢侍者禅 鎌倉

ことを想定せしめよう。 すなわち、 B文書は、 A文書の宛所鶴岡八幡宮若宮別当よりも書札礼上上位の人物と位置づけられていたので 極めて厚礼な書札礼による文書であったこと、それは、 某が都鄙の五山関係者であった

ある。

五山だけは、

都鄙間で共通に確認される書札礼であったことが窺われる。 (®)

謹言」と「恐惶敬白」の相違に呼応するものであった。なお、先の侍者中宛足利基氏書状にも、「畏入」「恐惶敬 入」の表現の相違は書札礼上のそれにともなうもので、もちろん「畏入」の方が上位者に対するものであり、 は氏満ではなくともに宛名人であり、「喜入」と「畏入」の主体はともに氏満という具合である。「喜入」と「畏 候」の文言はないが、前半の「祇薗城以下没落事、忩承候、喜入候」とほぼ同内容とみなされる。「承」 たとのこと、畏れ多いことですと述べたものと理解される。A文書の「差遣勢候之間、 以上の検討をふまえて改めてB文書を解釈すると、氏満が某に対して、義政の祇園城からの没落をお聞きなっ 対治不可幾候歟、 の主体 一、恐々 目出度

ろう。それに対する返信=来信に対する返信が両通であったのである。 城没落」という一大慶事をすぐさま都鄙の有力者(鶴岡八幡宮若宮別当・都鄙の五山関係者他)に伝えたのであ とすれば、B文書もA文書と同様に来信に対する返信であったとみなされる。氏満は、三月二十二日の「祇園 これ以外にも様々な関係者に氏満及び関

鎌倉公方足利氏満と下野小山義政の乱

-特に足利氏満文書三通をめぐって――

白」がみられる

三日のズレがあるにせよ、二十二日の没落日を考えれば、京都よりも鎌倉周辺者との往復文書である可能性が高 係者から同様な書状が送られたに違いない。現存するのが、この二通にすぎないと認識すべきである。

いといえよう

と鎌倉五山との関係からも想定されることは、後述したい。 のことであった。この問題は、 都へ小山氏関係の確実な情報が伝えられたのは、義堂と鎌倉公方基氏・氏満・将軍義満の信任関係があってこそ 信の関東の弟子月潭中円・瑞芳中応・柏堂梵意たちの存在こそ大きかったに違いない。 とはいえ、建長寺住持に補任された寂室元光も含まれている可能性も皆無ではないが、 もちろん、その某の特定は困難であるが、最低鎌倉の五山関係者とはいえようか。そのなかには、先の坐公文 B文書の関東足利氏=喜連川氏への流入・伝来とも絡む事柄である。 当時京都在住の義堂、 かれらの活躍によって京 関東足利氏 周

B·C文書、 以上、義政の乱の検討の際、「祇薗城以下没落」以下の決定的な文言の存在からかならず引用される周知なA 特 に A・ B文書の理解の問題点を指摘し、 B文書の宛所も関東の鎌倉五山関係者と推定されるこ

第二章 足利氏満と足利御陣

などを見通した。

満のその前後の動向を整理すれば、以下の通りである。 前章のようにA・B文書を位置づけうるとすれば、 氏満は、 両文書をどこで出したのであろうか。その前に氏

氏満は康暦二年(一三八〇)六月一日付で関東諸氏に義政追討のために参陣すべしとの軍勢催促状を一斉に発

た。 憲方・上杉朝宗・木戸法季)と「拾ケ国ノ勢」を率いて「義政ノ館」を攻めたのであった。その結果、八月二十 蔵府中 九日の「於小山城合戦」(「安得虎子」南関四○○八)をへて九月十日以前の「義政降参」をもたらしたのであっ 給し(「本間文書」神四八四三=南関三九七四他)、みずからも六月十五日に鎌倉を発向した。六月二十日現在武 たのであった。 。 その後、氏満は小山御陣から村岡御陣に戻り、「大将三人」も九月十九日には氏満のいる村岡御陣に参向 (東京都府中市) 九月十日~十月に参陣諸氏の証判をうるための軍忠状 在陣が知られるが、その後村岡 (埼玉県熊谷市村岡) (南関三九九九・四〇〇六~四〇〇九) の在陣をへて「大将三人」(上杉 が

提出された所以である

る(「中村直勝氏蒐集文書」南関四〇七二)。 大将」上杉朝宗・木戸法季が「先陣」を勤めたという。 一永徳元年二月十五日義政追討のために村岡御陣から「重而発向」したのであった 九八〇年)で「祈除厄期退凶徒、欲令 (「鶴岡八幡宮文書」神四八六六=南関四○一五。『鶴岡叢書第三輯鮮明鶴岡八幡宮古文書集影印篇]鶴岡 ただ義政が村岡御陣に「サン陣」 して恭順の意を示さなかったこともあり、 聖朝安全・武運長久」と改めて義政を「凶徒」とみなし、 その「上方 (氏満) 御発向 氏満は康暦三年正月十七日付願文 (「頼印絵詞」)。その際、 は、 他の史料でも確認され 康暦三年 八幡宮

ではないのである。その手がかりとなるのは、 「仰」の主体は証判を加えた「当御手」「大将」の場合が多く、それをそく氏満の行動とはみなし難いのである。 ①「大将」の一人木戸法季引率の烟田・島津・「武州中一揆」金子諸氏の軍忠状には児玉塚・本沢河 氏満の村岡御陣発向後の軌跡につい 諸氏の提出した軍忠状であるが、そこに記された「御陣」「供奉」 ては、 「頼印絵詞」に関連記述のないこともあって必ずしも明

鎌倉公方足利氏満と下野小山義政の乱

-特に足利氏満文書三通をめぐって――

長谷河親資軍忠状 天名・本沢 は天明・岩船山・児玉塚・本沢河原・千町谷・鷲城、また「当御手」(上杉朝宗か) 原 の諸陣・太田庄 ・千町谷・中 鷲城、 河原・粟宮口・鷲城、 (→鷲城) (「江田文書」南関四〇八五) がそれぞれ記されている。 などが記されている。 ②もう一人の「大将」上杉朝宗引率の「武州白旗一揆」 には、 また③「両大将」には含まれない深谷上杉憲英が ①②関係の軍忠状にはみえない足利・長井・吉見 引率の善 |波氏 塩谷氏の軍忠状に 0 証判を加えた 軍 忠状には

から 英の「別働隊」には関わっていないという見解に繋がるものである。 力な見解もある。 対して、①②の「両大将」軍が「氏満本隊のルート」で、③は これらの①②③と氏満は如何なる関係にあったのか、 「二手」に分かれての軍事行動であったという見解である。氏満は「両大将」とともに行動し、 「両大将」木戸法季・上杉朝宗= 「氏満本隊」 氏満はいずれに同陣したのか、 「別働隊ルート」(石橋論文A)であるという有 に対する深谷上杉憲英= など問われよう。 「別働隊」 深谷上杉憲 う最 これに 初

年)に 特に後者の記事は、 書」南関四○○六)という移動過程で、また「鶏足寺世代血脈」(『群馬県史資料編中世3編年史料2』一九八六 関係は、 ただここで注意すべきは、 「鎌倉殿氏満小山追罰時、 その他、 康暦二年六月十八日以降「大将」木戸法季の軍勢に村岡御陣→足利御陣→天明御陣 年紀の明記はないが、 ③にみえた足利 千手院御逗留数日、 氏満と足利御陣との関わりを示す点で貴重である。 (栃木県足利市) 是則椛崎可代 御陣の存在と思われる。 、々御廟陵御参御志也」などとして確認される 足利御陣と義政 (「高麗文 0)

がそく氏満の行動を示すものでないことは、 間 題はその年次、 具体的には康暦二年六月か、この度の永徳二年四月かである。その点、 両軍忠状とも同じである。 ただ氏満にとって、 祖父尊氏の命日 先述の通り、 軍 一忠状 延

文三年(一三五八)四月三十日、父基氏の命日・貞治六年(一三六七)四月二十六日が特別な祥月であったこと 賢の兼帯寺(「鶴岡八幡宮寺社務職次第」『神道大系神社編鶴岡』一九七九年)でもあったことも、 両寺を含む足利は、 は間違いなく、そのなかで足利氏の氏寺・祈願所鑁阿寺と御廟所樺崎寺参詣がなされた可能性は大いにあろう。 武家足利氏にとって聖地そのものであったからである。時の鑁阿寺が鶴岡八幡宮若宮別当弘 B文書の存在

から重要であろう。

憲英と「両大将」上杉朝宗・木戸法季との立場の違いを示す史料にもなりえよう。 (型) この軍忠状が他の軍忠状とは異なり、 上杉朝宗=「氏満本隊」に対する「別働隊」というよりも、本隊そのものであったという見通しも立てられよう。 時とすれば、氏満と深谷上杉憲英は行動をともにしていたということになろう。そこから「両大将」木戸法季・ とすれば、 氏満の両寺参詣は永徳二年四月であった可能性が高く、 氏満の行動を直接語る貴重な史料となるばかりか、 それが先の深谷上杉憲英の足利御陣 証判を加えた深谷上杉 の 際 の

このように足利御陣の重要性が想定されれば、

周知の氏満の改判の問題も改めて注目される。

氏満は、

永和

辺

押 年(一三七八)五月二十六日付保寧寺宛祈祷御教書 倉大日記」(『神奈川県史編集資料集第4集』神奈川県史編集室、一九七二年)は、永徳元年「五月有所見、 別形のもの 永徳元年(一三八一)十月三日付茂木越中守 先の康暦三年(一三八一)正月十七日付鶴岡八幡宮宛願文には当初の花押形 被改」と記す。 (関東足利家様)を使用している その「所見」は確認されていないが、 (『茂木文書の世界』茂木町教育委員会、二〇一九年)。その点、 (朝音) (「神田孝平氏旧蔵文書」神四八○七=南関三八九二) 宛御教書(「茂木文書」神四八七一=南関四〇四二)には 「五月」には興味がもたれよう。 (京都将軍家様)を使用しているが、 氏満が四月から 以降、 <u>T</u>. 花花

鎌倉公方足利氏満と下野小山義政の乱

特に足利氏満文書三通をめぐって-

月十三日長井・吉見御陣」まで足利御陣にいたからである。

治意思の表明が認められるとすれば、一つに「秀郷ノ後胤トシテ、天下無雙ノ大名」(「頼印絵詞」)小山、、、、、 としたものと評価されようか。その直接的契機が聖地足利の御陣ではなかったかという見通しである。(『5) 改判された花押形が従来の京都将軍家様から直義・基氏に繋がる関東足利家様への回帰であったことに氏満の政 存在する。 の東国武士に対して、一つに京都将軍家に対して、東国における関東足利氏による棟梁支配の世襲性を顕 い出す決意の表れがあったと考えられる」(駒見「足利氏満の発給文書」『足利氏満とその時代』)という一説が 従来この改判については、「関東に君臨した父基氏と同じ型を用いることで、父と同様に関東の統治へと向か 確かに「決意の表れ」には相違ないが、それが当該段階になされた歴史的背景が問われよう。その点、 氏以 下

至るまでの軌跡を軍忠状を中心に検討し、特に足利御陣の重要性を改判の問題と絡めて見通した。 以上、氏満が永徳元年二月十五日に義政追討のために村岡御陣から「重而発向」して以降、 四月の足利御 陣に

第三章 鷲城合戦と頼印の登場

鷲城攻めが可能となった次第である。八月六日以降の「大将」上杉朝宗・木戸法季による下野・下総の法雲寺領 構えたのは、それだけ各地に小山氏と気脈を通ずる諸氏が多かった証拠である。その「対治」をへて始めて本丸 かった。 氏満は、 「当所」宛禁制発布は、その先触れであった(「法雲寺文書」南関四○三三・四○三八・四○四一)。それが「八 鷲城の前線で「大将」引率の軍勢と合流したということであろう。「大将」引率の諸氏が各地 足利御陣後に「新田方蜂起」を受けて諸陣で転戦し、その「太田庄凶徒」を「対治」し小山鷲城に向 で御 を

お、 衛光康家文書 奥州石川氏に「京都御教書之旨」に任せて「進発」したことを伝え参陣を促し を太田庄慈恩寺別当職に補任し なるのは、十月三日に「八月十二日鷲城陣取合戦」に関する感状を発給して以降のことである。 氏満の動静がかく知られるのは、五月二十五日の「太田庄御発向」以来のことになる。 氏満は、 関東機事」は、 「鷲城陣取合戦」後の八月二十七日付で幕府に「関東機事」に関する書状を送っているが(「日 南関四○四五)、その三日後には頼印に参陣を命ずる「御書」を出したりという具合である。 八月十二日の鷲城合戦をふまえた「京都御教書」に絡むものであった可能性もあろう。 (「明治百年大古文書展出品目録」神四八七二=南関四○四三)、十月二十三日 (「秋田藩家蔵文書二十赤坂忠兵 ただ氏満の動静 十月七日に頼 が顕著と 工集」)、

に入っていたのではないか、 将」引率の 目される。これは、参加していなかったことに絡むものではなかろうか。「八月十二日鷲城陣取合戦」には 十月三日に「八月十二日鷲城陣取合戦」に関する感状が大将木戸法季の「注申」に任せて出されていることに注 どこにいたのであろうか。 いたことはほぼ確実であるので、「八月十二日鷲城陣取合戦」の時に氏満が参戦しているか否かである。 このように、 諸氏が参加し、 氏満の軌跡には五月、八月、十月に諸画期が窺われるが、この間、 この間の文書がどこで出されたのかという問題である。 それに長谷河親資などの氏満 幕府への書状も茂木氏への感状も、 「直属」 諸氏も合流したが、 小山御陣からであろう、という見立ても可能 九月~十月段階に小山御陣に 特に八月と十月段階、 氏満はそれ以前に小山 その 氏満は 大

ところで、 義政の乱は、 その八月の鷲城合戦を契機に大きく展開したのであった。 その最終的局面に登場した

-特に足利氏満文書三通をめぐって-

鎌倉公方足利氏満と下野小山義政の乱

あろう。

ばかりか、 万人法験ヲ悦ケル」(「頼印絵詞」)ものであったという。 家・若犬丸降参」(「烟田文書」 戸法季)」が 神四八七六=南関四〇五三。「明王院文書」神四八七九=南関四〇五八。「頼印絵詞」)をえたのであった。それ 勤行を始めたのであった 倉を発ち、 ありとて、氏満から永徳元年十一月十八日付・十二月十三日付「御感之御教書」(「神田孝平氏旧蔵文書 祈祷僧 氏満自身が十二月十一日に壇所にその法験を謝しに、また「管領道合 十一月十二日に小山御陣 「塩梅」(食物の調味用の塩と梅の酢) 頼印であったのである。そのこと自体、 (「頼印絵詞」。 「頼印申状案」 南関四〇七三) (「太田範連之陣」) の証としての義政剃髪は、「三年ノ辛労一時ニ負ヲヒラクトソ、 を携えて訪れたのであった(「頼印絵詞」)。 神五〇二六=南関四三六三)。その後、 に下着し、 重要な意義を持とう。頼印は、 翌日には氏満の「殿中」に (憲方) 永徳元年十一月九日に鎌 并両将 その法験 「壇所」を設け 翌日の (上杉朝宗・木 「義政 Ć 出

ŋ た 祐軍忠状 二日に祇園城を自焼し糟尾山中へ逃れたことに窺われたのであった。とはいえ、 義政の乱は、終ったのである。その後、 ただこの それは、 (「江田文書」 「金子文書」 「島津文書」 「烟田文書」 「対治不可有幾候歟」(A文書)の通り、 (「金子文書」 「義政出家・若犬丸降参」は、そく氏満の安堵感を生むものではなかった。それは、 小山御陣に「御帰参」後に行われたのであった。なお、確認される申請の最後の日付は、 南関四〇八六)に大将木戸法季が 参陣諸氏は、 攻められ永徳二年四月十三日に自害したのであった。 南関四〇八五~四〇八八)。 再度「大将」の証判を求めて軍忠状を提出したのであっ 「御退治以後、 □于小山御陣御帰参之期」とみえる通 義政はもはや一逃亡者にすぎ 後の永徳二年四 義政が三月二十 月 もってこの度 日 付金子家

H

である

で活躍したこと、永徳二年三月二十二日の「祇園城没落」、四月十三日の「永賢(義政)自害」で義政の乱が終 たこと、それ以前に氏満は小山御陣に入っていたと思われること、頼印はその過程で小山御陣に参陣し祈祷の面 地で陣を立てて軍事作戦を展開する「両大将」を指揮したこと、その局面の転換は八月以降の鷲城攻防戦であっ 「直属」の深谷上杉憲英とともに足利御陣に入り、また「太田庄」などで義政勢を「対治」すると同時に別途各 以上、氏満と頼印の動向をみると、氏満は、永徳元年二月十五日に「両大将」とともに村岡御陣を発ってから

い。それだけ「祇園城没落」は、決定的な位置を占めたのである。 なお、問題のA・B・C文書は、みな「祇園城没落」に絡むもので、 その後の「永賢自害」に絡むものではな

息したこと、などをみた

第四章 小山御陣の構えについて

か。 はその「殿中」には「寝殿」「中居」「近習」「御厩」などに関わる人びとがいたのであった。 トヲ垂帳ノ外ニメグラス」と記す。その広大な御陣に「御方貴賤上下」「城中ノ一族・他門」の人びと、さらに それでは、 その点を検討したい。「頼印絵詞」は、「其陣広ク遠クシテ、鳥ノトブ事、雲衢ニ迷フ、武衛威ヲ振テ、 氏満が義政追討のための前線とした小山御陣とは、 具体的に如何なる陣構をなしていたのであろう

四一五三=南関二二二七)・御厩者・御中居・御女房などと呼ばれる奥向きの人びとであった。小山御陣での「中 そもそも、鎌倉の御所(「殿中」) とか「御厩」とかの言葉の背後に、そうした人びとの姿を想起することは、決して飛躍ではあるまい の氏満の日常生活を支えたのは、御力者・御雑色・御朝夕(「板橋文書」神の氏満の日常生活を支えたのは、御力者・御雑色・御朝夕(「板橋文書」神

是」に設けられ、そこに頼印が鎌倉から持参した「相伝ノ地蔵菩薩之御厨子」が安置されていたのであった。 さらにその周囲に「十ケ国」の 俄カニ出火シテ、 也」という事態が生じえた所以である。それらの陣所は、「武衛 どの公方関係者が独自に陣所 小田伊賀守氏家・ 「御方手負三百余人」出来とみえるのが、ある程度参考になろう。そのうえで、 またその周囲には、 猛風黒焔ヲ延テ、既御厩ニ及フ、 信濃豊前入道信皓・布施入道得悦・三浦次郎左衛門尉・ 太田 範連・問注所信濃入道浄善・梶原美作入道道景・因幡刑部少輔・佐々木近江守基 (「小屋」) 見見方」 が を構えていたのであった。「手負・死人ノ一党、 「諸陣」を構えていたのであった。その規模は、 陣中 ノ騒動此事也」という具合に御陣の至近距離内にあった。 (氏満) 御陣之西ニ野田入道等忠陣中小屋ヨリ、 野田入道等忠・壱岐弾正忠入道 頼印の 「壇所」(護摩壇) 各還国 「鷲城」攻めの際に 「ノ間、 陣中無· は **希**広^[9] 瓦 頼

よ は、「十里」(約四㎞)であったという。祈祷後に巻数が氏満「殿中」に届けられたのである。 0 前 0 路ヲ塞キ、 線の しうる距離であったのである。そこに「管領道合并両将」が 諸陣は、 もちろん、これら諸陣の転陣もありうるが、 「陣中小屋」の出火もその一連とされる)。諸陣を繋ぐ「御方之通路」も存在したのであった。 同一陣所であったと推察される。 _____ 氏満 大将」 火事夜(々)ニヲコツテ、 0 の陣とは、 「仰」を受けてすぐさま行動しうる範囲内に存在したのであった。 使 や 諸陣安穏ナラス」「強盗ヒマ 「注申」をもって連絡しうる距離にあった。また氏満の御陣と公方関 諸陣は、 「頼印絵詞」の記述からみて、 特に頼印参陣直前の状況は、 「塩梅」を、 (隙) スキマ 壱岐希広が酒肴を持参したという。 「義政野臥ヲ四方ニ放テ、 (隙間) この間、人の出入りはあったにせ ナシ」であったという(先 頼印の壇所と 氏満が 氏満の御 「御陣」 「早旦」来 御方之通 陣と 0) 係 間

印には、「六口」とも「十口」ともいわれる伴僧がいたのであった。

には四つの陣所からなっていたこと、そのシンボルが「殿中」に鎮座する「錦ノ御幡」であったこと、「錦ノ御 以上、小山御陣の構えが氏満の「御陣」(「殿中」)・公方関係者の陣・「見方」の陣・頼印の壇所という基本的 | が火事で壇所に移されれば、「御陣ト壇所ト一所」化するというものであったこと、氏満の居住空間を指

「殿中」には、「錦ノ御幡」が鎮座していたこと、などを見通した。

す武器であり、 ていること、などとも無関係ではあるまい。氏満にとって「錦ノ御幡」・「京都御教書」は義政追討の正当性を示 揆催集許可の申請をしていること、奥州石川氏に「京都御教書」に任せての発向であることを伝えて参陣を命じ 区別される存在であった。とすれば、朝廷・幕府から如何なる形で下されたのか問われよう。幕府に武蔵白旗 幡」ではなくわざわざ「錦ノ御幡」と記した事実は、やはり重い。大将に与えられる御旗 なお、この「錦ノ御幡」については、ほかに関連史料がなく、その点ではなお検討の余地を残すが、 諸氏に参陣を催す手段でもあった。逆に小山氏は、それによって「凶徒」「朝敵」 (軍旗) = 反幕府勢力 頼印 明 が 確に 御

第五章 御陣での足利氏満の文書発給について

として追討対象となったのである。

٥٧ を終えて、五月一日には鎌倉に帰座したのであった。本章では、この間如何なる文書が出されたのかを確認した ら翌年四月十三日の義政自害まで小山御陣で戦闘指揮を直接執ったとみられたのであった。小山御陣で戦後処理 これまでみてきたように、 それは、 当時の氏満の歴史的性格を示すものに他ならないからである。 氏満は、 永徳元年二月十五日に村岡御陣を発ってから足利御陣などをへて八月頃か

鎌倉公方足利氏満と下野小山義政の乱

-特に足利氏満文書三通をめぐって―

文」の乱発に象徴されよう。 その後の永徳二年十二月二十三日付円覚寺宛氏満寄進状 段階の康暦二年十二月二十九日付烟田遠江入道 四月五日付高山左近将監宛御教書 ○七六)・永徳二年四月四日付勅使河原中務入道宛御教書 書」神四八八七=南関四○七五)・永徳二年三月八日付若児玉美作次郎宛御教書 めて、「如元」「返付」「還補」などの明らかに参陣への論功行賞を示すものばかりである。それは、「還補」「下 入道宛御教書(「高文書」神四八八六=南関四○七四)・永徳二年三月八日付須賀太郎左衛門尉宛御教書 日付安保左衛門尉 元年十月三日付茂木越中守 小山 御陣から出されたものにA・B文書などの書状もあるが、それよりも参陣した諸氏宛文書、 (憲光) 宛御教書 (朝音) (「高山文書」神四八九二=南関四○八一)などをみると、その前 宛御教書 (「安保文書」神四八七七 = 南関四○五 (「茂木文書」神四八七一=南関四○四二)・永徳元年十一月二十二 (時幹) 宛御教書 (「円覚寺文書」 (「安保文書」神四八九一=南関四○八○)・ (「烟田文書」神四八六一= 神四九一〇=南関四一二〇)などを含 五) · 永徳二年三月八日付高尾張 (「高文書」神四八八八= 南 関四〇 の村岡 永徳二年 南 (「高文 御 関 Ŧī. Þ 陣 四

諸氏の知行関係の総決算を果たす「公戦」の場でもあったのである。 掛かっていたのである。 の乱・武蔵河越合戦などを含めて東国における南北朝内乱期以降の知行関係の転変が負の遺産として大きくの。 すなわち、 それだけ本主権回復を目指して参陣した諸氏が多かったということである。 その意味では、 義政の乱は、 単に一氏族の存亡の問題ではなく、 観応の擾乱 南北朝内乱以来の ・畠山 関 国 清 東

たからである。 その点は、 参陣した諸氏に限らず寺社も同様であった。 武士への軍勢催促状と寺社への祈祷催促状がほぼ同時的に出された所以である。 諸氏の武功と寺社の祈祷は、 ともに立派な軍 永徳二年二月二 忠であっ

守 (大伴時国) 三日付御教書 三) · 永徳元年十一月十八日付御教書(「神田孝平氏旧蔵文書」神四八七六=南関四〇五三) · 永徳元年十二月十 でも五通存在する。永徳元年十月七日付別当職補任状(「明治百年大古書展出品目録」神四八七二=南関四 政の乱で特異な役割を果たした頼印に対する厚遇は、 十三日付鶴岡八幡宮宛寄進状 永徳二年四月十五日付御教書 (「明王院文書」神四八七九=南関四○五八)・永徳二年正月十七日付御教書 宛充行状写(「鶴岡神主家伝文書」神四八九九=南関四○九五)なども然りであろうし、この義 (「明王院文書」神四八九四=南関四○八三)である (「神田孝平氏旧蔵文書」神四八八五=南関四○七一) や永徳二年七月六日付山 その極みであった。 氏満の頼印宛文書は、 (「頼印絵詞」。 確認されるだけ 曾存)・ 几

は、 蔵溝口郷 永徳二年正月十七日付御教書の「雪下新宮別当」職も「還補」の対象であったし、 である。これは、 これらは、 主体的に参陣し祈祷奉公するに至る内在的条件が確かに存在したのである。 (鎌倉 頼印自身が語るように「毎度御感の御教書」として頼印が小山御陣で氏満から直接受け取ったもの 勝 当然ながら戦時の祈祷に対する「恩賞」(「御祈祷之勧賞」神四五九八)であった。そのなかの 恩寺押領」 分) と武蔵品河関所 (鎌倉 「宝戒寺押妨」分) の安堵も同様であった。 乱後の鶴岡八幡宮修理料所 頼印に 武

示すところである。 こうしたことは、なにも頼印に留まるものではなく、次にみる常陸鹿嶋大禰宜の場合においても同様であっ それは、 康暦二 年十月十七日付氏満祈祷御教書案写 (「賜蘆文庫文書二十七所収鹿嶋文書」神四八五九) 0

天下安全御祈祷事、 近日殊可令致精誠之状如件

鎌倉公方足利氏満と下野小山義政の乱

特に足利氏満文書三通をめぐって-

康曆二年十月十七日 御:

鹿嶋太神宮大禰宜殿

(花押) 裏毎継目

○ 本文書は、訴訟文書の具書案を模写したものであろう。

る。 二 三 廿二」は、同年同月同日付氏満文書の存在を示すものである。その写しも具書案に記載されて提出され たとみられるが、 行人は花押形からも壱岐希広で、この前後同様な裏書・端裏銘を数多く残した人物である。その端裏銘の 倉府に訴訟を起こした際に提出された具書案に担当の奉行人が「 同前」とともに執筆したものである。その奉 永徳二 三 廿二」という裏書きと端裏銘が確認されるのである。これは、ある段階に鹿嶋太神宮大禰宜家が 本文書は村岡御陣から出された祈祷催促状であるが、そこに「(花押) 永徳元年十二月の「義政出家・若犬丸降参」を受けて以降の一連の論功行賞の際のものである。 原本ともども現存しない。その日付は、義政が祇園城を自焼し糟尾山中へ逃れた翌日にあた 有此判、」「[鹿嶋太神宮大カ] 禰 宜 「永徳 所 進

で、 頼朝・鎌倉将軍家・室町将軍家のものも含まれており、 文庫文書二十七所収鹿嶋文書」神四八八○=南関四○六一)という祈祷奉公が知られるが、この具書案には、 二十七所収鹿嶋文書」神四八七〇)と永徳元年十二月十九日付鹿嶋大禰宜宛鎌倉府政所執事巻数請取状 鹿嶋大禰宜関係では、この前後永徳元年八月七日付鹿嶋大禰宜宛鎌倉府政所執事巻数請取状 祈祷奉公の御恩としての永徳二年三月二十二日付氏満文書ではなかったと思われる。 本格的な社領をめぐる訴訟であったことが想定されるの それは、 (「賜蘆文庫文書 他氏同様氏満 源

0) 「還補」「下文」による本主権回復に該当するものであったと推察される。

補、 根源的な行動であった以上、氏満はそれに積極的に応えざるをえなかったこと、などを見通した。 あったこと、それは、参陣諸氏にせよ諸寺社にせよ、それ以前来の負の遺産の解消=本主権の回復を目的とする 以上、氏満が村岡御陣・小山御陣から発給した文書を概観した。その結果、 諸寺社の祈祷には所職「還補」・所領寄進・「御感の御教書」の発給という極めて政治的色彩の濃 それらは参陣諸氏には所領 もので の一還

第六章 村岡御陣・小山御陣の実態

信濃入道浄善・梶原美作入道道景などの活動も確認される。 行人数六人、壱岐 月十五日付遍照院僧正宛氏満御教書の壱岐弾正忠入道希広、嘉慶二年十二月十三日付遍照院僧正宛氏満御教 がいたことは、 感状・諸職補任状・寄進状など実に多様で、 の組織とそれを機能せしめる人材がそれなりに備わっていたのである。 んとする御陣が鎌倉の御所のような機能をもって果たしていたとみることも可能であろう。御陣に権力体として (「頼印絵詞」。 前章では、 氏満が村岡御陣 「頼印絵詞」にも永徳元年十二月十三日付遍照院僧正宛氏満御教書の布施入道得悦、 神・南関は未載) 明石 布、施、 ・小山御陣で発給した文書は、 の清式部入道是清などとみえる通りである。 雑賀 清、 戦時色の濃いものであったことを見通した。これをほぼ三年に及ば 吉岡」とみえた人びとであった。その他、 祈祷催促状 多様な文書発給に関わった奉行人や右筆 軍勢催促状・禁制・ かれらは、「鎌倉年中行事」に 先述の太田範連・問注所 所領安堵・ 永徳二年四

とはいえ、 御陣の権力体が鎌倉府体制そのものと評価しうるかどうかは、 なお検討を要しよう。 その点で確認

-特に足利氏満文書三通をめぐって―

鎌倉公方足利氏満と下野小山義政の乱

給形態にも関わる大きな問題である。その検討の前に、 すべきは、「公方様之御代官」(「鎌倉年中行事」) 関東管領と御陣との関係である。この問題は、 この前後の公方と関東管領の文書発給形態の推移につ 御陣での文書発

てみたい。

書」とか同月二十九日条「鎌倉殿并管領」の表現にも適う文書発給形態(Ⅰ)であったと思われ 九七九)を発給しているが、それには同日付布施主計允 南関三九八〇) まず氏満は、 鎌倉発向の直前に康暦二年六月八日付円覚寺長老宛御教書(「円覚寺文書」神四八四六= が同筆で一対で出されている。これは、「日工集」の永徳元年十一月七日条 (家連) 宛上杉憲方施行状 (「円覚寺文書」 「鎌倉殿及管領二 神 四 南関三 八 四七

は、 務入道氏満御教書、 賀太郎左衛門尉宛氏満御教書、 六二=南関四○一四)では氏満御教書・憲方施行状(Ⅰ) 神四八六一=南関四〇一三)と康暦二年十二月二十九日付萩原掃部助宛上杉憲方施行状案 文書である。しかし、その後の康暦二年十二月二十九日付烟田遠江入道 それが、 上杉憲方施行状をともなわない氏満御教書だけのものである (Ⅱ)。「御判・御施行」御教書とでも呼ぶべき 康曆二年八月二十五日付山下四郎左衛門尉宛氏満御教書 永徳二年四月五日付高山左近将監宛氏満御教書では 永徳二年三月八日付若児玉美作次郎氏満御教書、 が出され、さらにその後の先掲永徳二年三月八日付 (「円覚寺文書」神四八五 「御判・ (時幹) 御 永徳二年四月四日付勅使河 宛氏満御教書案 旋行_ 御教書 (「烟田 __ || 南関 $\widehat{\mathbb{I}}$ 立書」 (「烟田文書 三九 が出され 神四 原 須 八

の存在を見通した。 すなわち、 氏満の鎌倉発向前後から鎌倉府の公方御教書と関東管領施行状の間での〔Ⅰ→Ⅱ→Ⅰ→Ⅱ〕 問題は、 こうした推移の歴史的背景である。 憲方がこの推移に深く関わったことには違いな の 推移

ているのである。

この前後の憲方の動向を確認したい。

道宛氏満御教書案と康暦二年十二月二十九日付萩原掃部助宛憲方施行状(I)が(同筆で)一対で出されたので を加えたのであった。氏満と村岡御陣に同陣していたのである。そこから康暦二年十二月二十九日付烟田遠江入 十月に至るまで参陣諸氏提出の軍忠状に証判(上杉朝宗・木戸法季。憲方のは軍忠状は写であり確認できないが) 攻撃している時期である。この禁制は、小山御陣から出されたとみて間違いない。その後の九月十九日に憲方ら 房入道道合 (憲方)・同中務入道禅助 上杉憲方禁制 「大将三人」はすでに「義政出家・若犬丸降参」を受けて「村岡之陣」に戻っていた氏満のもとに参向し、 憲方と義政の乱との関係を示す初見は、 (「法雲寺文書」南関三九九六) (朝宗)・木戸将監法季等ヲ大将トシテ、拾ケ国ノ勢ヲ卒シテ義政ノ館」を 康曆二年九月六日付常陸高岡法雲寺正受庵領下総国上幸嶋内青鳥村宛 である。この九月といえば、 氏満は、 小山御陣にあって「上椙安 以後

南関四○四一)という具合に別人が出していることである 元年八月六日付上杉朝宗禁制 こには憲方がみえないこと、 御陣から小山御陣に向けて「重而発向」した際に「両大将」上杉朝宗・木戸法季が先陣を勤めているものの、 満御教書に至る間の憲方の動向は如何であろうか。その点で参考になるのは、氏満が永徳元年二月十五日に村岡 それでは、 II一の永徳二年三月八日付須賀太郎左衛門尉宛氏満御教書から永徳二年四月五日付高山左近将監宛氏 さらにそのことと関わると思われるのが、 (「法雲寺文書」南関四〇三三) や永徳元年八月日付木戸法季禁制 先に憲方が禁制を出した同じ相手に永徳 (「法雲寺文書_ そ

またその禁制の問題は、 鎌倉公方足利氏満と下野小山義政の乱 この前後の軍忠状に証判を加えた人物にも繋がる問題である。 それは、 永徳二年二月

-特に足利氏満文書三通をめぐって―

鷲城を攻めたというが、 認されていないのである。 南関四〇八八) 津政忠軍忠状 田文書」 日付塩谷行蓮軍忠状 南関四〇七三)・永徳二年四月日付金子家祐軍忠状(「金子文書」 (「安芸島津文書」南関四○八七)の木戸法季、永徳二年四月日付烟田重幹代等軍忠状 も木戸法季と推定される、という具合で、やはり上杉朝宗・木戸法季の二人で、憲方のものは (「中村直勝氏蒐集文書」南関四○七二) の上杉朝宗、 この なお、永徳元年十月十六日に武蔵白旗一揆は、「両大将ニモ案内セス」(「頼印絵詞 「両大将」とは、上杉朝宗・木戸法季のことで、憲方を含むものではない 永徳二年二月日付烟田重幹軍忠状 南関四〇八六) · 永徳二年四月日 (「烟田文書」 付島

えられ、それが 御陣における関東管領の存否がⅠとⅡの相違をもたらしたのではないかという見通しに繋がろう。 たる事情には、 これまで憲方はⅠ段階には御陣に公方とともにあったが、Ⅱ段階にはいなかったことを見通したが、これは、 憲方の個人的事情 「喜連川判鑑」などの記す憲方の関東管領職上表・還補論に繋がったことは否めない。 (永和四年七月に重篤に陥るなど〈「頼印絵詞」〉 病気がちであった事実) このよってき

るが、 を受けた奉書式禁制で、 である。 寺宛左馬助奉禁制の左馬助= の諸機関について」(『足利満兼とその時代』) それでは、 この禁制をして「侍所」 それに対して、 その他の鎌倉府の主要機関侍所・政所などは、 「彦部左馬助」の可能性を指摘した。この禁制は、「依仰下知如件」形式で公方直臣の公方の 先稿 守護・大将・軍奉行などの直状式禁制ではないのである。 「侍所佐竹義宣」の可能性を指摘されている。「侍所」在陣の可能性に連なる 「鎌倉公方足利氏満祈祷御教書について」で小山若犬丸の乱前後の 在陣の証とはなし難いように思われる。「頼印絵詞」に が村岡御陣に関わるものと思われる先の康暦二年十月十日付金 如何であろうか。 侍所については、 直臣彦部氏説も可能性に留ま 「小侍所并評定奉行 木下聡 頼印 鎌 仰 指 倉 ・侍 府

所千葉介」(「鎌倉年中行事」) の活動を示すものは、 確認されていない。

康曆二年十月十七日付鹿嶋太神宮大禰宜宛 されたのかを確認したい。 なかった」 また政所は如何であろうか。この点については、「合戦中は、 (石橋論文B) という指摘がある。そこで、政所が関わった寺社への祈祷関係が義政 村岡・小山御陣中と思われる期間の氏満祈祷催促状には、「天下安全御祈祷」に因 (「賜蘆文庫文書二十七所収鹿嶋文書」神四八五九 = 南関四○○四)、 関東管領上杉憲方や政所執事二階堂氏はそばに の乱 ·如何

書二十七所収鹿嶋文書」神四八七○=南関四○三四)、永徳元年十二月十九日付鹿嶋大禰宜宛 大善寺衆徒中宛 (「大善寺文書」神四八六〇=南関四〇一二)、 関四○五二)などがある。また返事としての政所執事二階堂氏巻数請取状には、 「彗星出現」に因む永徳元年十一月三日付円覚寺大衆中宛 (「武州文書二所収市谷月桂寺文書」神四八七五 = 南 永徳元年八月七日付鹿嶋大禰宜宛 康曆二年十二月二十二日付甲斐 (「賜蘆文庫文書二 (「賜蘆文庫文

十七所収鹿嶋文書」神四八八○=南関四○六一)などがある。

だけであったのではないかと考えられる。 だこうした例はこれ以外に確認されていない。また「頼印絵詞」に二階堂氏や政所がみえないのは、先の侍所と 義政の乱に絡んで場所的には小山御陣での受発給が想定され、そこに政所執事がいたということになろうか。 時御祈祷」 のあり方が異なっていたと思われ、 のものであるので現存しないが、 祈祷催促状と巻数請取状との関係が問題となるが、その点、 臨時の場合のみ受発給が同時的・一体的になされ、 例えば、先の永徳元年八月七日付鹿嶋大禰宜宛政所巻数請取状は 氏満の祈祷催促状が出され、 その返事の可能性が高い。 臨時のものと恒例のものとでは受発給 恒例のものには巻数返事 とすれ 臨

に繋がり、全体として鎌倉府体制を構築していたというのが、現実的な理解ではなかろうか。そのなかに村岡御 陣していたという確証はないということであった。三年に及ばんという諸段階の御陣にあって常時人びとが同 陣や小山御陣を位置付けるべきであろう。 たりしていた以上、 していたとは想定し難いことである。 以上、 御陣と関東管領 御陣を離れること自体、 侍所・政所などとの関係をみたが、それは、 奥向きの人びとを含めて多くは鎌倉に屋敷を有したり各地に本貫地を構え 随時ありえたのである。それを前提に御陣と鎌倉・各地間 関東管領を含めていずれも常時御陣に在 が一体的 陣

かが問われよう。 となれば、 御陣と一体的に繋がっていた鎌倉・各地間との関係、 その点は、次章で検討したい。 特に鎌倉との関係が如何なるものであったの

第七章 鎌倉公方と関東管領の立ち位置

ば 四九六)、出された文書も「入間河御教書」(「金沢文庫所蔵横帖第七裏文書」神四三一二=南関五二八九)と呼 (一三五三) 七月から康安元年 (一三六一) 九月頃までの期間、 (※) れた御陣である ところで、 鎌倉公方の御陣の先例には、 足利基氏による入間川御陣 史料的にも「入間河御陣」(「烟田文書」南関二 (埼玉県狭山 市入間 $\overline{\mathbb{I}}$ がある。 文和二年

確認され想定される一方で、執事畠山国清は常時在陣していた訳ではなかったし、奉行人にしても延文三年四月 鶴岡八幡宮浜大鳥居棟上式(「大庭文書」神四三三五=南関二八○三)に「奉行人」「和泉筑前入道法阿 この入間川御陣には、 奉行人・右筆、「警固」 役の武士、 雅楽の笙に通じた高坂氏重、奥向きの人びとなどが 皆吉

0)

掃部助文康 矢多田弾正忠入道禅智」などがみえるなど、在鎌倉の奉行人も多かったのである。

市鎌倉の機能の問題とも緊密にかかわりながら存立していた、という側面を持っていたことを示している。こう 特殊技能をもって、 奉行人もいたであろうが、 うえでも、 した点は、 この点は、 重要となろう」と言及されたことと緊密に結びつこう 基氏の入間河御陣の意義はもとより、武家政権における吏僚の位置付けや、 植田「基氏期の奉行人」(『足利基氏とその時代』)が「入間川御所」の問題として「これに随った 政権所在地に住し、政権担当者に近仕したという面だけでなく、 一方鎌倉に留まった奉行人もいた (中略)。このことは、 寺社との特殊な関係や、 奉行人が文筆系職能という 都市鎌倉の特質を考える 都

たのである 家人が「当参」「警固」したり、多くの奉行人のみならず関東管領も在府したのであった。そのうえで御陣であっ もかかわらず、 そこでの問題は、入間川御陣といい小山御陣といい、公方が鎌倉を離れて別地で比較的長期間御陣を構えたに 鎌倉とは一体的な存在としてあり続けたという事実を如何考えるかである。その間、 鎌倉には御

結節点としての鎌倉の枢要性が再確認されるのである。それは、基氏が入間川に向かってからまもなくの千葉氏 頂庵文書」 ○一八=南関四三三四)、田村氏の乱の際に相模御家人が「御留守鎌倉警固」を命ぜられたのも同じである の乱後の小山若犬丸の乱の際に「於相模国軍勢等」が の鎌倉入部に象徴されるし それは、「入間川と武蔵府中と鎌倉をつなぎながら、政治支配のシステムが作られていった」結果であった。 神五一六○=室関一八五)。 (「鶴岡社務記録」『鶴岡叢書第二輯鶴岡社務記録』 御陣を構えることと鎌倉を守ることは一対であり、 「致鎌倉警固」ように命ぜられたり 鶴岡八幡宮、 鎌倉を抜きにした御 (「雲頂庵文書_ 一九七八年)、 義政 神五

鎌倉公方足利氏満と下野小山義政の乱

-特に足利氏満文書三通をめぐって―

陣自体、ありえなかったのである。

過程とみることはできよう。その際、 (「上杉文書」 もちろん、この入間川御陣と小山御陣との間には、 神四四四 五 =南関三○七七)という大きな変化があり、 畠山国清の乱鎮圧後の上杉憲顕関東管領就任は、「天下」のために決定的 畠山国清の乱と武蔵河越合戦、 同一には扱えないが、その分散と集中 関東管領上杉憲顕 0 成 立

意味を持ったのであった。

たことを意味したのであった。 属性から来る京都や都鄙五山との緊密な関係は、 延長上に関東管領の世襲化がなされたというのが実情であった。上杉氏は将軍から補任される関東管領であった ての鎌倉の抱える固有な問題への権力的対応が求められ、その任に堪えうる上杉氏が重要な役割を果たし、その 外鎌倉に基盤を持たなかったのとは、 繋がる浄明寺周辺の旧地に御所を構え続け、また藩屛となるべき「御一家」として氏満子息満隆 を構える上杉氏一族 それは、 単に関東管領の上杉氏による世襲化のみならず、鎌倉の要地 (四家)による鎌倉支配を事実上可能にしたからである。足利氏が原則鎌倉の境界地六浦に 顕著な相違であった。都鄙間に直結する五山以下の集住する権門都市とし、 鎌倉府体制において事実上の外交交渉が上杉氏によってなされ (山内・扇谷・犬懸谷・宅間谷)に在所 (新御堂殿 以

生まれ、 り、公方の非人格化が進んだのであった。その延長上に関東足利氏による鎌倉公方世襲化と「天子御代官」化が 義政の乱のような長期に及ぶものではなくなったのである。それは、それだけ鎌倉府権力が充実した結果であ そして、 相俟って上杉氏の関東管領の世襲化と「公方様之御代官」化が担保されたのであった。 義政の乱の鎮圧を契機にして以後、 公方が武家の棟梁として軍事行動の先頭に立つことはあっても、 鎌倉府の発給文

書形式も、公方「下文」=御教書と関東管領奉書を基本とするものに至ったのである。

以上の脈絡でとらえれば、関東管領上杉憲方が義政の乱の際に前線ではなく在鎌倉を宗としたとみられるの その流れのなかの事態であって個人的次元のものではなかったと評価される。

Ŕ

第八章 足利氏満文書二通の伝来過程

本章では、 第一章で検討した二通のA・B文書の伝来過程について二節に分けて検討したい。

A文書について

渡状 る。 宮殿」は、 月二日付青木山城入道宛氏満御教書(「安保文書」神四九○八=南関四一一二)、永徳三年五月八日付壱岐希広打 九三〇)、永徳元年十一月二十二日付安保左衛門尉 三八九三)、 間違いない。 五)、永徳二年十月二十九日付別願寺宛氏満寄進状 =南関三九二九)、永和五年閏四月十三日付森小四郎宛壱岐希広遵行状(「鶴岡八幡宮文書」神四八三〇=南関三 A文書は、 花押形は、 (「神田孝平氏旧蔵文書」南関四一三八)などと同じである。右筆壱岐希広の筆蹟とみられる。 先述の通り鶴岡八幡宮若宮別当弘賢で「随分御興隆」(「鶴岡八幡宮寺社務職次第」)時代の人物であっ 永和五年閏四月十三日付遍照院僧正 筆蹟は、 従来写真紹介されたことがなく、 改判後のものである。 永和四年五月二十六日付 □ 徳寺別当法印宛氏満御教書(「長徳寺文書」神四八○八= 花押の枠内の縦線と斜線に若干他との相違が認められるが、正文たること 視覚的側面からの文書全体の理解が十分でなかったように思わ (頼印) 宛鎌倉府政所執事奉書 (憲光) 宛氏満御教書 (「安保文書」神四八七七=南 (「別願寺文書」神四九○七=南関四一○九)、 (「鶴岡八幡宮文書」神四八二九 永徳二年十一 宛所の「若 関四〇 南関 Ŧi.

鎌倉公方足利氏満と下野小山義政の乱

-特に足利氏満文書三通をめぐって――

たのである。

書」などは寺院宛書札礼のみで神社宛のものは含まれていないので、その点、A文書は、その書札礼が書止文言 宛の私文書は隠滅し確認されておらず、また「鎌倉年中行事」「足利政氏書札礼」「里見家永正・元亀中書札留抜 五) も尊運 る。 \parallel この鶴岡八幡宮若宮別当宛の「若宮別当法印御房」と宛名書きされた直状形式の公文書は、 恐々謹言」、 当該期 の頼仲・弘賢宛 「鶴岡八幡宮文書」神四八八二=南関四〇六六。「東京大学文学部所蔵文書」神五二二〇=室関四 (「若宮別当大僧都」)宛(「鶴岡八幡宮文書」神五六八九)も確認される。 署判=実名+花押、 (「鶴岡八幡宮文書」神三四三七=南関九一五。「鶴岡八幡宮文書」 宛名の位置などを示す点で貴重である。 ただこうした「若宮殿 神四八六七= 鎌倉期から伝存す 南 七 関

宮の研究』(私家版、 なお、本文書については、「鶴岡八幡宮文書」の伝来過程を総括的に検討した湯山学 一九九三年)にも言及されていない。それは、「相州文書」に掲載されていないなど、 中世 一の鎌倉 鶴岡 伝来 八幡

過程の複雑さに規定された結果と認識される。

書」の影写本を一九三九 雄氏旧蔵文書・館山 さて、A文書の伝来過程については、『千葉県の歴史資料編中世3(県内文書2)』(二〇〇一年)の 市立博物館所蔵」「資料解説」を参照されたい。東京大学史料編纂所は「坂本武雄氏所蔵文 (昭和一四)年・一九四七年・一九四八年・一九五五年の都合四回にわたって作製している 「坂本武

されていなかったためとみられる。館山市立博物館は一九八六年三月と四月に各一巻ずつ千葉県内某氏から購入 『史料綜覧巻七』(一九三二年)に後述の文書を含めて記載がないのは、無年号というだけでなく同所で所在が把握

A文書は一九四七年七月の影写に掛かるものであるので、それ以前に同氏の所蔵に帰していたことになる。

が、

本文書の宛所少輔大僧都については、 鎌倉公方足利氏満と下野小山義政の乱 『神奈川県 ―特に足利氏満文書三通をめぐって――

少輔大僧都御房康安二年三月十二日

「基氏」(花押

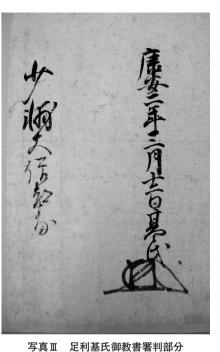
という大筋の流れは理解されよう。
が、…坂本武雄氏…千葉県内某氏→館山市立博物館
ことになる。その間に文書点数に若干のズレがある

もちろん、問題は坂本武雄氏以前の伝来過程であるが、残念ながら現在成案をえていない。ただ近世 表が、残念ながら現在成案をえていない。ただ近世 思われる。その点と関わると思われるのは、同じ 思われる。その点と関わると思われるのは、同じ 思われる。その点と関わると思われるのは、同じ の足利基氏御教書(神四三九七=南関二九九八。写真Ⅱ・Ⅲ)がみえることである。「相州文書」と『史料 解軍家御祈祷事、殊可被致精誠之状如件、

将軍家内が移動を大力を表するというない。

写真 I 足利基氏御教書 (「坂本武雄氏旧蔵文書」・「館山市立博物館所蔵」)

(57)



尊氏御教書(「相承院文書」神四二一○=南

(一三五二) 十二月二十三日付少輔律師宛足利

二三九一)の少輔律師 = 定尋がいるものの、

か 関 文関東編』のいずれも、

人物比定を行っていな

それは、

その可能性のある人物に文和元年

史資料編3』『千葉県の歴史資料編』『南北朝遺

両界壇供僧とかいう鶴岡八幡宮供僧であろうことは、最低認められよう。 その意味では、「延文五十二七 入寂」を正しいとみる限り、 祥院)の僧侶である。 「卿律師」・「介阿闍梨律師少僧都」とみえることからと思われる(同上)。定尋は、鶴岡八幡宮供僧南蔵坊(吉 湯山氏は、 本文書が相承院に伝来した事情を定尋が両界壇供僧を兼ねていたからとされる。 先学同様人物比定は困難である。 とみえ、さらにその跡を継いだ重清・良祐が ただ相承院とか

三島明神々主宛=「(花押)」(神四五〇五=南関三二〇〇)、大夫法印宛=「(花押)」 文関東編』も、その点についての言及はみられない。例えば、同様な祈祷関係の寺社宛基氏御教書の書札礼は、 摘した。東京大学史料編纂所架蔵の影写本によった『神奈川県史資料編3』はいざしらず、その後の ところで、『千葉県の歴史資料編』では、本文書の原本調査をふまえて「『基氏』 は後補の可能性がある」と指 (神四五〇六=南関三一九 南 北朝遺

岡八幡宮供僧次第」『鶴岡八幡宮寺諸職次第』) れは「延文五 (一三六〇) 十二七 入寂」(「鶴

長老宛=「左兵衛督(花押)」(神四三八八=南関二九九六)、佐介稲荷社別当三位僧都宛=「御判」(神四三六二 押)」(神四三九六=南関二九九七)、長楽寺長老宛=「左兵衛督 四四五六=南関三〇九四)、鶴岡八幡宮神主宛=「(花押)」(神四四三八=南関三〇六六)、科野大宮神主宛=「(花 六一=南関三○九九)、大進大僧都宛=「(花押)」(神四四五七=南関三○九五)、明王院僧正宛=「(花押)」(神 九)、大山寺衆徒中宛=「(花押)」(神四四九七=南関三一七九)、覚蘭寺長老宛=「左兵衛督(花押)」(神四 (花押)」(神四三八九=南関二九八五)、覚園寺 四

る。 これらの書札礼上からすれば、本文書の署判は、「基氏(花押)」ではなく「(花押)」であったとみるべきであ 以上、A文書は少輔大僧都宛足利基氏御教書と同様「相州文書」成立以前に鎌倉寺社から流出したものであろう また「基氏」の筆蹟自体、別筆とみてとれる。本文書も、加工文書ということになろう。

南関二九○三)という具合である。

こと、結果的に…坂本武雄氏…千葉県内某氏→館山市立博物館という具合に流れをともにしたこと、を見通した。(望)

第二節 B文書について

B文書は、

性が高く、 各々掲載されている。 『喜連川町史第五巻資料編5喜連川文書上』・『喜連川文書の世界』・『鎌倉公方足利基氏』にはカラー写真が、 ほぼ横は三十八糎前後ではなかったかと思われる。削除された宛所の位置は、 紙質は楮紙、法量は二十八・一×三十四・七糎とされる。 ただ奥の削除は四糎前後の 書札礼から月日より高 可

A文書とは異なり随時写真紹介され、『栃木県立博物館調査報告書喜連川文書』には白黒写真が、

その花押形は改判後のものであるが、 A文書などのこの前後のものと比べると、 上下の幅が若干狭いように思

かったと思われる。

されることが多いのも現実である。 をひたして書いたものとみえる。 も十分可能であろう。また本文・月日・名前・(削除された宛所) までは流暢な一筆で、花押のみ改めて筆に墨 われ、一見より後年のものに近いかにみえるが、それは、署判の位置と紙幅の関係に規定された結果とみること 確かに全文一筆書きではないが、 自筆にせよ右筆書きにせよ、 花押が最後に捺

そのものと認識されるので、その面からも自筆の可能性は大いにありえようか。 と楷書の差があり、にわかには比較し難い。ただ筆蹟は、A文書とは異なるうえに、 されるものには至徳二年(一三八五)二月十六日付般若心経奥書(渡邊前掲書が写真掲載) 文書としてまったく問題はなく、逆に氏満の自筆文書の可能性も高まろうか。 私的な感情を込めた草書体 が知られるが、 氏満の自筆文書と 草書

もちろん、

問題はB文書自体の伝来過程であるが、その存在を示す初見記事は、

ば、その関係からの流入ということになろう。その点を以下のように氏満関係の受発給文書三通が「喜連川文書」 として伝来したことと関連させながら更に深めてみたい 連川氏の所蔵に帰していたのである。 通ハ応永五年六月廿七日円覚寺長老ト有リ」である。「一通ハ三月廿九日ト有リ」がこれにあたる。「相州文書」 家重宝并系図箪笥入記」(『喜連川町史第五巻資料編5喜連川文書上』)の「一、氏満公御判物-通ハ三月廿九日ト有リー 先にみたようにB文書の削除された宛所が鎌倉五山関係僧に比定されれ 成立以 前に喜

年七月二十五日付円覚寺新文書目録 十七日付円覚寺長老宛文書(「喜連川文書」神五二一五=室関四二五) 発給文書としては、B文書の他にもう一通、 (「円覚寺文書」神五二六五=室関六五○)や応永三十三年六月晦日付黄梅 「一通ハ応永五年六月廿七日円覚寺長老ト有リ」 が確認される。本文書の存在は、 = 応永五年六月二 応永七

の当

天明元年 (一七八一)

解されよう。 にも通ずることである 院文書目録 (「黄梅院文書」神五七六○) にはみえないが、それは本文書が特定の個人宛のものということで了 それだけ出入りがありえた文書ということである。それは、鎌倉五山関係僧であろうとみたB文書

月初吉の義堂周信「黄梅院文書目録」(「黄梅院文書」神四九四七=南関三九〇一)に「一通 関三八三四)とも絡むものである 以下事」にともなうもので、 四月二十六日没)と誤解した結果である。文書内容は、「甲斐国恵林寺領并黄梅院・浄居寺領等役夫工米并段銭 公基氏公立御書左馬頭殿下有リ」とあるのは、本文書のことである。「左馬頭殿」を氏満ではなく基氏 関三八三三。「秋元武夫氏所蔵喜連川文書」) 受給文書としては、永和二年十一月六日付左馬頭 永和二年十一月九日付山県入道宛依田元信書状案 (同種の文書が「黄梅院」にも存在したはずである)。本文書は、 の一通である。「当家重宝并系図箪笥入記」に「一、京都将軍 (氏満) 宛足利義満御内書(「喜連川文書」神四七七一=南 (「黄梅院文書」神四七七二= 永和一 二年十一月六 永和四 (貞治六年 年八 義 南 満

(永徳二年) 五月七日付上杉安房入道 (憲方) 宛幕府管領斯波義将副状 (「黄梅院文書」神四八九六=南関四

(氏満) 宛足利義満御教書 (「黄梅院文書」神四八九五 = 南関四○八九)・

H

将軍家義満御判」とみえるので、元来「黄梅院文書」の寺付文書であったことが知られる。

なお、

永徳二年五月七日付左衛門督

九〇) は、 実際の宛所黄梅院に現存している。 その差は、どこにあったのであろうか。

鎌倉五 来されたものではなく、 すなわち、「喜連川文書」として伝来した氏満関係の受発給文書二通は、 |山関係僧であろうと推察されることを併せると、三通の共通点として鎌倉五山関係のものということが いずれも円覚寺・黄梅院という鎌倉寺社からの流入文書であった、そのうえでB文書も 本来的に関東足利氏=喜連川

鎌倉公方足利氏満と下野小山義政の乱

-特に足利氏満文書三通をめぐって―

といわねばならない。 来の明確な先の永和二年十一月六日付左馬頭 要は、 円覚寺・黄梅院と関東足利氏の関係如何ということになろう。 (氏満) 宛足利義満御内書の存在は、 極めて大きい

ば、 梅院文書」神四八八三=南関四○六八)が「黄梅院文書」として現存するのをみると、鎌倉公方足利氏文書が選 書」神五七九八) たものとみられる。その際、 文書である。「勝福寺文書」は本寺黄梅院で管理されていたが、その戦国前期における零落もあって流出があ りの過程で、 神五六七八)の三通である。現状では原本も写本もあるが、それは、もともと原本として伝来したものの、 連川家御書案留書」神五六六○)、応永三十年六月二十五日付瀬崎勝福寺長老宛足利持氏御教書 川家御書案留書」神五六五九)、応永二十九年閏十月二十一日付(瀬崎勝福寺長老カ)宛足利持氏御教書案写(「喜 ら検証してみたい。まず応永二十九年閏十月二十一日付当寺(瀬崎勝福寺)長老宛足利持氏御教書案写 :れて関東足利氏=喜連川氏に流入した様子が窺われる。 この三通は、 そこで、その円覚寺・黄梅院と関東足利氏の関係を「喜連川文書」として伝存した幾つかの文書の伝 宛所が削除されたり、原本が隠滅して写本が残ったり、 いずれも円覚寺塔頭黄梅院の末寺であった武蔵六浦庄瀬崎 ややはり「勝福寺文書」の一通、 応永三十五年三月十二日付当寺 永徳二年閏正月二十八日付昌文禅師宛鎌倉府政所奉書 (勝福寺) と種々の変化要因があった結果を示そう。 長老宛上杉憲実諸役免許状 (横浜市金沢区六浦東) (「喜連川文書_ の勝福寺関係 (「黄梅院文 不過程 出入 (「黄 0 か

古二五九) 神六二四九=戦古二五八)、年未詳七月四日付芳林中恩首座宛古河公方足利成氏書状(「三浦光祥氏所蔵文書」 その他、 の二通も注目される。それは、 年未詳七月四日付黄梅院主宛古河公方足利成氏書状写(「集古文書六四下野国喜連川処士三浦某所蔵」 ともに黄梅院院主宛足利成氏書状であるからである。 三浦氏は喜連川 戦

と思われる。それに対して、三浦氏への二通が「当家重宝并系図箪笥入記」以降「喜連川文書」としてみえな 年未詳十月二十二日付近衛稙家宛足利義輝書状・年未詳八月朔日付鎌倉左馬頭 実記」(「喜連川公方記」) を纏めているので、家史編纂への報謝としてある段階に譲渡された可能性もあろうか。 ので、それ以降のことであったとみられる。幕末から明治に掛けての秋元家当主重光が一八九二年に「足利公方 図箪笥入記」も当然ながら一八九九年 頭宛足利義満御内書が、 藩主から何らかの事情で譲渡されたものと思われる。 やはり藩士秋元氏に伝来しているのと同じである。秋元氏への譲渡は、「当家重宝并系 (明治三二)の東京大学史料編纂所作製影写本「喜連川文書」にもみえる それは、 (頼氏) 先の永和二年十一月六日付左馬 宛豊臣秀吉朱印状も同様

何らかの折に東慶寺が関東足利氏の娘が入寺していたという由緒と絡むことで「入手」されたものであろう。 所も芳林中恩西堂にして先の成氏文書と絡む黄梅院主のものであり、また氏満文書は「勝福寺文書」の一部であ 載セサル」「松岡東慶寺ノ古文書二通」(「関東六県古文書採訪日記」『東京大学史料編纂所史史料集』東京大学史 にも「東慶寺文書」としてはみられず、一八八五年の太政官修史館重野安繹による史料採訪の際に 九四二=南関四一七八)と年未詳二月二十九日付芳林中恩西堂宛古河公方足利成氏書状(「東慶寺文書」戦古二 たとみられる。 また以上との関連で注目されるのは、永徳三年十二月二十日付勝福寺宛足利氏満寄進状 の二通である。現在は「東慶寺文書」として一括されるが、 二〇〇一年)として採訪対象となっているので、 ともに「黄梅院文書」であったものが、 後日流出・ その間に東慶寺に流入したものとみられる。 ともに東慶寺とは無縁な文書で「相州文書 流転して「東慶寺文書」に至ったというもの (「東慶寺文書」 「相州文書ニ 神四

鎌倉公方足利氏満と下野小山義政の乱

特に足利氏満文書三通をめぐって-

のは、それ以前に三浦氏の所蔵に帰していたからと思われる。

である。

ら流出 のところA文書は近世末期の「相州文書」以前、 ら流出 以上、二節に分けてA文書とB文書の伝来過程について見通した。その結果、 ・流転し関東足利氏=喜連川氏の所蔵に帰したこと、を見通した。その流出の時期は不明であるが、 ・流転し…坂本武雄氏…千葉県内某氏→館山市立博物館の所蔵に帰したこと、 B文書は天明元年以前としかいいえない。 A文書は鶴岡八幡宮若宮別当か またB文書は鎌倉五 ただB文書は、 Ш 中世 現在 僧 か

おわりに

というよりも近世になってからではなかろうか。

象となったこと。第三に氏満の御陣は公方関係者の陣・「見方」の陣・ 氏満の御陣 約され、それは、それ以前の南北朝内乱以降の負の遺産の解消=本主権回復要求を受けたものであったこと。 ら発給した文書は、 干の見通しを立てようとした。検討しえた事項を横断的に要約すれば、 氏満や関東管領上杉憲方の役割分担のあり方、 たそれが義政の乱をして関東諸氏・寺社を巻き込んだ大規模戦争にせしめた根源的な理由であったこと。第二に 以上、小山義政の乱を鎌倉公方足利氏満の御陣のあり方、その御陣における文書発給のあり方、そこにおける 諸氏へ参陣を催す手段となったこと。もって小山氏は「凶徒」「朝敵」 (「殿中」) 参陣諸氏への所領「還補」、 に鎮座した「錦ノ御幡」は、「京都御教書」と相俟って義政追討の正当性を示す武器とな 祈祷僧 祈祷諸寺社への所職「還補」・所領寄進・「御感の御教書」に集 (護持僧) 頼印の役割という基礎的問題の究明を通じて若 頼印の壇所からなること、そこに在陣し 以下の通りである。 = 反幕府勢力と位置づけられ追討対 第一に氏満が御陣 ま か

府から関東管領に補任された上杉氏であったこと。第五に義政の乱の過程での足利氏の聖地足利御陣での氏満の は、 五. 倉五山関係者と推定されること、またその伝来過程について、A文書は鶴岡八幡宮若宮別当から、 あったこと。第六に義政の乱の検討の際に使われる氏満文書の理解の問題点を指摘し、 改判は、 であったからであったこと。その都市鎌倉と都鄙間の外交交渉に堪えうる存在は鎌倉に族的基盤を持ち、また幕 のなかで特徴的な戦時下での文書発給の二形態が生まれたこと。第四に御陣が鎌倉と一体的な関係で存在したの た人びとは奉行人や関東管領を含めて常在していた訳はなく、鎌倉などと関係を持ちつつ活動していたこと。そ 山僧から、 鎌倉が東国 小山氏以下東国武士と室町将軍家に対して関東足利氏による東国支配の世襲性を顕示せんとしたもので 各々流出したであろうこと、などの諸点に纏められる。 の聖都と同時に五山とその僧侶を中心とする権門都市であり、 都鄙間を繋ぐ情報・外交センター B文書の宛所も関東の鎌 B文書は鎌倉

読込みなどによって別な見通しや解釈も可能ではないかと考えた次第である。 を改めて確認したい。ただ膨大な研究蓄積のある義政の乱にしても基本的史料の解釈や とはいえ、不十分な史料解釈による仮説的な見通しが余りに多く、あくまでも一つの問題提起にすぎないこと 御批判を賜れれば幸いである。 「頼印僧正行状絵詞」の

注

 $\widehat{1}$ 文閣出版 九九六年)・『中世東国日蓮宗寺院の研究』(東京大学出版会、二〇〇三年)・『中世東国政治史論』(塙書房、二〇〇 なお、 筆者の以下のささやかな研究も、これら先学の研究を学んだものにすぎない。『中世東国の支配構造』(思 九八九年)・『古河公方足利氏の研究』(校倉書房、 一九八九年)・『続中世東国の支配構造』(思文閣出版

鎌倉公方足利氏満と下野小山義政の乱

-特に足利氏満文書三通をめぐって―

六年)・『中世東国の権力と構造』 (校倉書房、二〇一三年) など。

- 究上の接続関係については、 代史』(早稲田大学出版部、 らである。その後、 代史室町時代史』(早稲田大学出版部、一九〇七年)で「鎌倉府の動静」の一項を設けて義政の乱に言及しているか 書は、没後の講義録の編集ゆえにその言及がなかったとは断定できない。というのは、講義を受けた渡邊が 治書院、一九二二年・一九二三年。講談社学術文庫として一九七九年に復刊)には、言及がみられない。ただ田 史家久米邦武』久米美術館、 が、これは「大日本史」に倣うものにすぎない 成館、一八九〇年)の「小山義政兵ヲ起シテ新田義宗ニ応シ、宇都ノ宮ヲ破ル、氏満兵ヲ遣リ撃テ之ヲ殺ス」である この小山義政の乱に関する近代史学における叙述の初見は重野安繹・久米邦武・星野 恒 渡邊は 一九二六年)をへて『関東中心足利時代之研究』を完成させるに至る。 『訂正増補大日本史室町時代史』(早稲田大学出版部、 なお検討の余地があろう。 一九九七年。田中彰氏執筆分〕)。その後の田中義成『南北朝時代史』・『足利時代史』 (同書の執筆は「久米が主として執筆したものと推定され」る 一九一五年) · 『日本時代史室町時 『稿本国史眼巻之四』(大 田中と渡邊の 1本時 中著 研
- 祇園城の世界』などに集約されている。 城跡の保存を考える会編『中世小山の歴史と鷲城』・『鷲城跡をめぐる諸問題』・『小山の過去・未来と文化』・『鷲城 下野小山氏の研究は、 一九八九年以降の鷲城保存運動と相俟って飛躍的な発展をみた。その成果は、 鷲城
- →室関~、 に略す。『神奈川県史資料編3古代・中世(3上・下)』→神~、『南北朝遺文関東編』→南関~、 中世史料編補遺』(一九八三年)に収録されている。以下、本稿で使用する主要な史料集の所収番号は、 小山義政の乱に関する基本的史料は、『小山市史史料編中世』(一九七八年)・『小山市史通史編自然原始・古代 『戦国遺文古河公方編』→戦古~。 『室町遺文関東編 以下のよう
- 5 読む―」 (佐藤博信編 二〇一四年。 頼印と「頼印大僧正行状絵詞」の概要については、 初出一九九〇年)、石橋一展「南北朝・室町期の関東護持僧について― 『中世東国の政治構造 中世東国論 山田邦明 上 岩田書院 「遍照院頼印と鎌倉府」(『鎌倉府と地域社会』 二〇〇七年)を参照。 『頼印大僧正行状絵 その書誌学的研究に 同成

- 論じた呉座勇一「『鎌倉大草紙』と小山義政の乱」(『空華日用工夫略集の周辺』義堂の会、二〇一七年)もある。 は、 大学文学部紀要史学科』四十八号、二〇〇三年)がある。 『頼印大僧正行状絵詞』と 『鎌倉大草紙』 また ―小山義政・若犬丸・小田諸乱の記述について―」(『中央 「頼印大僧正行状絵詞」と 「鎌倉大草紙」との関係を
- 6 学文学部所蔵文書」神五二二〇=室関四七五)でも確認される A文書の書止文言=「恐々謹言」は、年未詳十二月二十九日付若宮別当僧正(弘賢) 宛足利氏満書状(「東京大
- $\widehat{7}$ 本文書については、 山田邦明「足利基氏とその時代」(『鎌倉公方足利基氏』)にも言及がある。
- 府への挙状」(『室町遺文月報1関東編第一巻』二〇一八年) 氏挙状写(「国立公文書館所蔵走湯山什物」南関三一四一)などである。この点は、杉山一弥 波義将カ)宛足利基氏挙状写 未詳二月十三日付奉行所宛足利基氏挙状案 (「八坂神社文書」神四三四八=南関四六八三)、康安二年四月五日付某 (「覚園寺文書」 神四三四六=南関二八二三) とか披露状形式の「御奉行所」か幕府管領宛に限られる。 鎌倉公方から現実に確認される「恐惶謹言」の使用例は、(延文三年)十一月十日付覚園寺長老宛足利基氏書状 (「色色証文」神四三九八=南関二九九九)、貞治二年十二月十四日付斯波義将宛足利 を参照 「鎌倉公方から室町幕 例えば、 基
- 9 潭中円を中心に―」(『鎌倉』一一二号、二〇一二年)に詳しい。 国の社会構造 かれらの活躍については、松本一夫「南北朝・室町前期における幕府・鎌倉府間の使者」(佐藤博信編 中世東国論下』岩田書院、二〇〇七年)、石橋一展 「南北朝・室町期における禅僧の政治的 中 世 東
- 六月十五日も、 撫物の儀礼よりも出陣を含めて公方の行動の吉日選定に深く関わっていたのである。 朝期の官人陰陽師 重要な役割を果たしたと思われるのは、陰陽師である。鎌倉府の陰陽師に注目した研究に山口琢実「鎌倉後期 (『海老名市史2資料編中世』一九九八年)の陰の主体は、陰陽師であったとさえいえよう。陰陽師は、 なお、公方の出陣の日次などに意味があることはいうまでもない。本文では言及しえなかったが、 また鎌倉に帰ったという五月一日も「吉日」選定であったに違いない。 ―変革期の安倍氏と賀茂氏―」(『鎌倉遺文研究』三十九号、二〇一七年) 義政追討のために鎌倉を発った 動く公方の「吉日」 がある。 一鎌倉年中 御陣 毎月晦 の選定権 の 問 日の 題で

鎌倉公方足利氏満と下野小山義政の乱

-特に足利氏満文書三通をめぐって-

行動は、その判断に大きく規定されていたのである。 候」(「正木文書」戦古七二)とみえ、「悪日」か「吉日」かかがその判断材料であったのである。 を保持していたのである。 斉に諸寺社に命令しているが、それこそ陰陽師への諮問と上申をふまえてなされたのであった。氏満の公私に亘る |鎌倉公方足利氏満祈祷御教書について─特に『天子御代官』の視点から─」(『鎌倉遺文研究』四十三号、二○一九 で指摘したように両御陣で天下安全と天変地異という人間界と自然界に関わる祈祷命令を「天子御代官」として 古河公方足利成氏段階でも、 軍事行動に際して、「昨日・今日悪日間、 また氏満は 明日必可被寄御馬

- 11 出版会、一九六七年)の考証による。 いうものであった。この点は、佐藤進一『室町幕府守護制度の研究上―南北朝期諸国守護沿革考証編―』(東京大学 この「三大将」の関係は、上杉憲方=関東管領・下野守護、木戸法季=下野守護代、 上杉朝宗=憲方の従兄弟と
- 御陣に参陣し小山に発向したことが知られる。ただ十五日を示す文書史料は確認されていない。 例えば、永徳二年四月二十日付長谷河親資軍忠状に「去年」。一村岡御陣」とみえて、永徳元年二月に諸氏が村岡
- 一九九〇年)に言及がある。なお、千田孝明「足利氏と鑁阿寺」(『鑁阿寺の宝物』足利市教育委員会、二〇〇四年 この点については、 峰岸純夫「足利樺崎寺覚書」(『中世東国の荘園公領と宗教』吉川弘文館、 二〇〇六年。
- の享徳の大乱段階でも、 く「別働隊」といわれるのもゆえなしとはしないが、本文で見通したように氏満も同陣した本隊の可能性が高 うえでの評価も必要かと思われる。内容自体は、確かに他の軍忠状と村岡御陣以降鷲城攻めまで重複するところがな 木戸法季以外にも、 版、二〇一六年。初出一九九六年)。「頼印絵詞」に「大将三人」とか「両大将」と表記される上杉憲方・上杉朝 とされる一説も存在する(菊池紳一「『尊経閣文庫蔵』上杉憲英寄進状について」『加賀前田家と尊経閣文庫』勉誠出 この長谷河親資軍忠状の証判から「上杉憲英もこの小山義政退治に一方の大将として加わっていたことを示す」 大将がいた可能性は否定できない。ただこの軍忠状については、 古河公方足利成氏は軍事編成で「三大将」(「正木文書」戦古三〇・三三) なお検討すべき点もあり、 制を敷いており、

よりも、「頼印絵詞」に「大将三人」とか「両大将」と表記される上杉憲方・上杉朝房・木戸法季と異なって、その うか。その点、 石橋論文Aは、 制が一定の意味を持っていたかにみえるとすれば、憲英は、大将とは異な地位であった可能性もあろ 「臨時の大将である可能性も、 軍奉行的な存在であった可能性もある」とする。

かの共通する論理が存在するかにみえる。それは何かが問われれば、その改判の一般的解釈から普遍的な解釈へ一歩ら) 氏満の子息満兼が氏満と同様に最初の花押形から直義・基氏の関東足利氏様に改判しているので、そこになんら 進もう。なお、佐藤進一 『増補 花押を読む』(平凡社、二〇〇〇年)を参照

名前がみえないのは何ゆえであろうか。

- 座の際のそれが知られる。その際は、 公方の動座の際に改判された例は、他の鎌倉公方歴代では確認されていないが、後の古河公方足利義氏の鎌倉動 鶴岡八幡宮への願文(「鶴岡八幡宮文書」神七三八八=戦古八七五)という形
- ついて―特に『天子御代官』の視点から―」)。荒川の渡河点としての重要性である。その意味で、 関五一六)、その戦略的重要性と相俟って基盤整備なされていたと思われる(拙稿「鎌倉公方足利氏満祈祷御教書に 寺正続院末寺)が設定されたり同寺に小泉郷が安堵されるなど(「相州文書所収鎌倉郡円覚寺文書」神三二八七= に対して、府中を「武城」と呼んでいる(「日工集」)。また村岡御陣は、すでに足利尊氏段階に祈願所金陸寺 ので寺院高安寺(府中市片町)であったとみられる。義堂周信は、鎌倉を「鎌倉城中」「相陽城中鎌倉」に呼んだの の義政の乱で御陣を構えたのは、足利御陣もあるとはいえ、大筋は武蔵府中→武蔵村岡→下野小山であった。このな ○一八年。後に真鍋淳哉編『旧国中世重要論文集成 でなされている(拙稿「古河公方足利義氏と都市鎌倉―特に『鎌倉様』段階を中心に―」『千葉史学』七十二号、二 かでも、府中は鎌倉街道上道上に位置し、具体的な御陣は「鎌倉年中行事」に「武州府中高安寺へ御着陣」とみえる この小山御陣のあり方については、従来の研究では独自に検討されることがなかったように思われる。氏満がこ 相模国』戎光祥出版、二〇二〇年に再録)。 府中も村岡

鎌倉公方足利氏満と下野小山義政の乱

特に足利氏満文書三通をめぐって-

同様な三条件に適う前提があったに違いない

の存在がその御陣化の前提条件であったのである。それに対して、小山御陣の特定は現在なされ

(佐久間弘行「小山義政の乱と鷲城

祇園城」

橋本澄朗

の中世武士団 千田孝明編 『知られざる下野の中世』随想舎、二〇〇五年。松本一夫「武士団と町場 高志書院、二〇一〇年)。 下野小山氏」高橋修編

- 18) この点は、 考証を通じて―」『金沢文庫研究』三四二号、二〇一九年)。この問題は、戦国期の城に繋がる問題でもある。 原合戦など)には、鎌倉鍛冶福本氏の参陣が知られる(拙稿「鎌倉鍛冶福本氏に関する一考察―特に『福本文書』 国初期東国における陣と城館」『戦国史研究』五十号、二○○五年)。古河公方足利政氏段階の長享の大乱(武蔵高見 陽頭」(注10)などの活躍もみえる。こうした人びとや商職人などと陣との関係如何も今後の課題である(松岡進 ことがあった。「鎌倉年中行事」には、その他「猿楽能」「猿楽以下ノ遊者」「小舎人」「御力者」「手長」「小雑士」「陰 拙稿「古河公方の家産管理について―御雑色・御厩者、 十七号、二○○五年。以下、石橋論文Bと略す)の言及がある。この奥の人びとについては、古河公方段階を含めて 石橋一展「室町前期の東国における内乱の再検討―小山氏、小田氏の乱と鎌倉府―」(『千葉史学』 御中居・御乳人論―」(『中世東国の支配構造』)で検討した 四
- 〔9〕 このうち布施入道得悦と三浦次郎左衛門尉の両人は、氏満から義政追討に際して「東使」として幕府に派遣され た人物である(「花営三代記」)。また梶原美作入道道景は、康暦三年十二月に「関東使者」として派遣された人物で

ある(「日工集」)。

- る解釈が可能であろうか。これも識者の教示をえたい。 なお、「瓦堤」なる地名は、現在確認されていない。その点、「瓦堤」 = 「河原堤」と解しうるとすれば、 如何な
- 足利成氏の古河陣営」(『喜連川文書の世界』)などの研究があるが、この「錦ノ御幡」についての言及はみられない。 の乱にみる室町幕府と鎌倉府」(松本編『中世関東武士の研究第六巻下野小山氏』初出二〇一〇年)、山本隆志「公方 おける錦御旗と武家御旗 錦御旗と武家の御旗については、奥野高広「錦御旗―中世の天皇制―」(『日本歴史』二七九号、一九七一年) 伊東正子「中世の御旗―錦の御旗と武家の御旗」(『歴史評論』四九七号、一九九一年)、杉山一弥「室町幕府に ノ御幡」 の存在に言及したのは、 ―関東征討での運用を中心として―」(『室町幕府の東国政策』 初出二〇〇六年)・「小山義政 石橋論文Bくらいであろうか 以

- 23 22 う」と解説される。 の鎌倉公方足利満兼御教書と関東管領奉書との関係を例に「形からいうと御判御教書、 日記」)。若犬丸らの頸は上洛対象となっておらず、すでに小山問題は都鄙間では過去の出来事となっていたのである。 も注目した。義政子息若犬丸子息らは、 体制下の武蔵六浦庄の地域的展開―特に永享の乱前後を中心に―」(『千葉大学人文研究』四十六号、二〇一七年)で いのであるが、満兼の地位が高く、知行充行の文書であるために将軍家の例にならって『御下文』と称したのであろ 乱 この点、岩沢愿彦「戦国時代文書の読み方(三)―判物について―」(『歴史公論』十四号、一九七八年)は、 ・結城合戦で頸の上洛が知られるのは、 政頸の上洛 の問題も、 この問題と結びつこうか。 田村氏の乱後に捕らえられ「鎌倉」で「被入海」れられたという(「鎌倉大 永享の乱と結城合戦である。永享の乱の場合については、 室町期の東国の三大内乱と称される上杉禅秀の 守護の文書でいえば書下に近 拙稿「鎌倉府
- 河左近将監入道宛足利満兼御教書写(「石川氏文書」神五二八七・五二八八=室関七一一・七一二)辺りが終見では 領の「仰」を受けた寄進状に代位されたためと思われる。また「還補」「下文」の表記自体、 などの「還補」「下文」が連発されている。 神四四三○=南関三○五三)、貞治五年四月二十二日付高山越中入道宛足利基氏御教書 神四四二一=南関三〇三三)、貞治元年十二月二十五日付陸奥守(高師有)宛足利基氏御教書 文書」神四四一九=南関三〇二七)、康安二年八月十一日付岩松治部少輔 なかろうか 三二〇)、貞治五年十月十六日付上杉兵部少輔 例えば、畠山国清の乱後においても、 康安二年七月六日付高坂兵部大輔(氏重)宛足利基氏御教書 武蔵河越合戦後のそれがみられないのは、 (能憲) 宛足利基氏御教書(「上杉文書」神四五七九 = 南関三三六七) (直国) 宛足利基氏御教書写 (「正木文書」 氏満の金王丸段階での (「源喜堂古文書目録」 南関三 応永八年四月四日付石 (「神田孝平氏旧蔵文書
- 料の紹介はないが、 十八』東京大学出版会、二〇一七年)に「相之鎌倉扇谷亀富山勝因寺」とみえる通りである。 鎌倉公方足利氏満と下野小山義政の乱 「禅宗。 扇ケ谷、 勝縁寺ケ谷」に所在した寺院である。「玉隠和尚語録」(『大日本史料第九編之二 頼印は、 同じ鎌倉寺院

-特に足利氏満文書三通をめぐって--

|寺」は、「勝因寺」であろう。貫達人・川副武胤『鎌倉廃寺事典』 (有隣堂、

一九八〇年)

には本史

(25) この「勝恩()

が惹起していたのである。これも、鎌倉内部の抱える深刻な問題の一つであった。 とみえたり、 の頼円の項にも、 宝戒寺から寺領を押領されるという事態に直面していたのである。また「両界供僧一方」(『鶴岡八幡宮寺諸職次第』) に遍照院と瑞泉寺で相論が起こる(『日工集』・「瑞泉寺文書」神五一四八)など、この前後、 頼印に新熊野社から譲られた安房国群房荘を氏満が足利基氏菩提のために瑞泉寺に寄進したことで、 「康曆二年實六月折節、上方(氏満)小山御発向之時分、 其後頼円於。公方歎申之間、被経御沙汰両職共。至徳二年九—廿五—異于他以御文章還補御判給之」 随而先師忌中五旬以前'自社家混当社職 鎌倉寺社間で種々問

- 写真を掲載する。『南北朝遺文関東編』(二○一三年)は、「常陸鹿島神宮所蔵大禰宜家文書」からの採録である。 採録である。『茨城県立歴史館史料叢書12鹿島神宮文書Ⅱ』(二○○九年)は、「解題(「大禰宜家文書)補遺」として 伝えている」とされる。『神奈川県史資料編3』(一九七五年)は、その「賜蘆文庫文書二十七所収鹿嶋文書」からの れている。その「中世文書概観」の「鹿島神宮文書」には「賜蘆文庫文書所収の写本」は「かなり古い伝存の状態を この端裏銘に関わる問題については、上島有「鹿王院文書について5」(『歴史公論』六十六号、一九八一年)、『図 動乱の金沢~南北朝から戦国時代まで~』(神奈川県立金沢文庫、二〇一四年)に詳しい。 『茨城県史料中世I』(一九七〇年)では「鹿島神宮文書」(「大禰宜家文書(冊子)一」として採録さ
- 奉行人」(黒田編 その時代』)・「氏満期の奉行人」(『足利氏満とその時代』)・「満兼期の奉行人」(『足利満兼とその時代』)・「持氏期の 府の研究 鎌倉府の奉行人については、 湯山学中世史論集4』岩田書院、二○一一年。初出一九八八年)、植田「基氏期の奉行人」(『足利基氏と 『関東足利氏の歴史第4巻足利持氏とその時代』戎光祥出版、二○一八年)に詳しい。 湯山学「鎌倉御所奉行・奉行人に関する考察―鎌倉府職員の機能と構成―」(『鎌倉
- 行之旨」が同日付氏満御教書を指すことは間違いないので、「御判・御施行_ 蔵常陸誌料所収文書」南関四一三九・四一四〇・四一五四・四一五九・四一六〇)にみえる「七月廿六日御判 この文書発給形態 Iは、 永徳三年段階の常陸国真壁郡源法寺をめぐる一連の文書(「筑波大学附属図 」の御教書と呼べよう。

それを受けて出された康暦二年九月八日付宗重孝打渡状

(「円覚寺文書」神四八五二=南関三九九八)

と同日付

階すでに憲方が不在であった可能性も高い。本文書は、その延長上のものと位置づけられることになろう。 教書をふまえてのものである。公方文書と関東管領文書ほぼ同時的に発給されるのを慣例とするならば、 約二十日後のものである。さらに打渡状は、氏満の「今 宗重孝代妙源打渡状(「円覚寺文書」神四八五三=南関三九九七)は、八月六日に出された氏満 (去) 月六日御寄進」状と「去月二十五日御教書_ 八月六日段 (曾存)

- 30 機能が正常に機動し得ない状態であり、その機能そのものは公方氏満が一部集約して府中、 いう評価を下している。 この点については、すでに石橋論文Bが注目し、こうした形態の存在から「乱の期間であった約二年は鎌倉府 村岡の陣中にあった」と
- 拙稿 四十五号、二〇二〇年)でも言及した。 蔵風土記稿埼玉郡十」南関四〇二二)である。 その後の憲方が文書の発給主体としてみえるのは、 「南北朝期の武蔵鬼窪氏と間注所氏の一動向―特に義堂周信『空華日用工夫略集』を通じて―」(『鎌倉遺文研究 憲方は、当時鎌倉に在府していた可能性が高い。この史料については、 康暦三年(永徳元年) 四月十三日付鬼窪某宛奉書 (新編武
- えた金子家祐が「武州中一揆」であったことにも裏付けられよう。 それは、 先の軍忠状で上杉朝宗が証判を加えた塩谷行蓮が 「武州白旗一揆」であり、 同様に木戸法季が証判 を加
- 33 俊和 あるが、小要論文が指摘するように史実とはみなし難い。 戦功認定システムを中心に─」(『千葉史学』六十五号、二○一四年)、駒見「足利氏満の発給文書」など種々議論が 補」の事柄と緊密に関わる問題である。これをめぐっては、小要博「関東管領補任沿革小稿―その(二) 『中世関東武士の研究第十一巻関東管領上杉氏』戎光祥出版、二〇一三年。初出一九九七年)、石橋論文B、 この事柄は、「鎌倉大日記」が記す永徳二年正月十六日の上杉憲方の関東管領職上表と同年六月二十七日の 「鎌倉府施行システムの形成と展開」(『関東管領上杉氏』初出二○○九年)、呉座勇一「鎌倉府軍事制度小論― 亀田
- 34 九八七年)が「奉公衆」として注目する。 この彦部左馬助については、 山田邦明「鎌倉府の奉公衆」(『鎌倉府と関東 なお、 彦部氏の多様な族的性格については、 --中世の政治秩序と在地社会---』 今後の検討課題である 初出

-特に足利氏満文書三通をめぐって―

鎌倉公方足利氏満と下野小山義政の乱

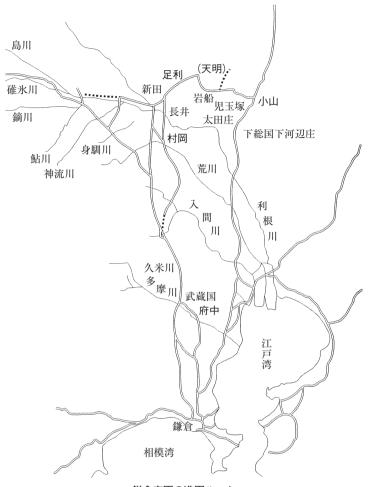
- 35 岡八幡宮文書」神六一三六)、明応九年十一月九日付散位(本間政能力)奉禁制(「鑁阿寺文書」)、大永三年十月十二 たことがあった。この禁制が「依仰下知如件」形式で後年の宝徳四年四月二十一日付前下野守(明石義行) 奉禁制 などという公方直臣による公方の「仰」を受けた奉書式禁制に通ずるものであった。 日付清式部大夫奉禁制(「勝願寺文書」)、天文十四年十月六日付清原 この点については、 すでに拙稿「古河公方の右筆について―清氏のこと―」(『中世東国の支配構造』)でも触れ (清式部大夫)奉制札 (「中山法華経寺文書」)
- 〔36〕 入間川御陣については、『新編埼玉県史通史編2中世』(一九八八年)、落合義明「陣と芸能 と評価される。 を参照。特に海津氏は、「公方・管領が長期にわたって定住した東国政権の大本営であり、 川公方府とその時代」(『北区史通史編中世』一九九六年)、山田「足利基氏とその時代」(『鎌倉公方足利基氏』)など 中心として―」(『中世東国の「都市的な場」と武士』山川出版社、二〇〇五年。初出一九九九年)、海津一朗 なお、その期間についてはなお検討の余地があり、今後の課題である。 関東府そのものであった_ ―武蔵国入間河陣を 「入間
- (37) この御家人の「当参」・「警固」の問題については、落合義明「南北朝期相模守護と鎌倉―河越氏の守護時代を中 権力』)、谷口雄太「室町期東国武家の『在鎌倉』―屋敷地・菩提寺の分析を中心に―」(鎌倉考古学研究所、二〇二 心に─」(『三浦一族研究』十二号、二○○八年)、植田「南北朝・室町期の都市鎌倉と東国武士」(『鎌倉府の支配と ○年)などを参照
- 二〇〇九年。初出一九九八年)による この点については、峰岸純夫「南北朝内乱と武士―薩埵山体制の成立と崩壊―」(『中世の合戦と城郭』 高志書院、
- 志書院、二〇一七年)などで種々の議論がある。 川弘文館、二〇〇九年)、阿部能久「浄妙寺と鎌倉公方御所」 鎌倉公方の御所所在地をめぐっては、長塚孝「鎌倉御所に関する基礎的考察」(広瀬良弘編 (高橋慎一朗編『鎌倉の歴史 谷戸めぐりのススメ』 『禅と地
- 的な検討は、 その意味でも、鎌倉公方足利氏、 今後の大きな課題である。鎌倉は、 関東管領上杉氏、御家人と鎌倉との政治・経済・宗教・文化などを含めた総合 東国全体の磁場として矛盾の集中する場であると同時に京都

示唆的である 幕府との交渉の発信地であった。この点、 「鎌倉府の支配と鎌倉」(『鎌倉市史総説編』吉川弘文館、 が

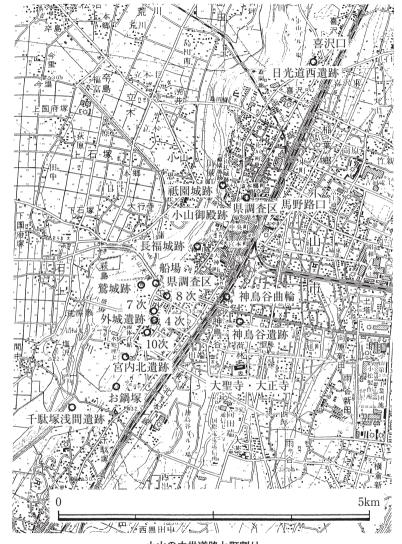
- (41) この点は、 中世東国の支配構造』初出一九九〇年)で検討した。 み出しえなかったことに象徴的である。なお、判門田氏については、 上杉氏家臣の在京雑掌判門田氏などの活躍に対して、 拙稿「上杉氏家臣判門田氏の歴史的位置」 鎌倉公方足利氏がそれに準ずる存在をつい に生
- 42 書である。 五=南関四○五二)も黄梅院末寺月桂寺(新宿区河田町)に伝来したものであるが、もともとは円覚寺からの流 その他、 永徳元年十一月三日付円覚寺大衆中宛足利氏満御教書写(「武州文書二所収市谷月桂寺文書」 神四 八七
- 43 ぐって―」(『千葉大学人文研究』四十九号、二〇二〇年) れている。 の伊藤獨 30年6月25日所在不明 本文書は、 『悲運の南朝皇胤並自天王祭祀について』(檜書店、一九七二年)に伊藤獨氏所蔵文書として写真が掲載さ その後は、 『栃木県立博物館調査研究報告書 不明である。この前後については、 (『第八回西武大古本市出品抄』 (平成6年1月) 掲載)」とみえるものである。ただそれ以 喜連川文書』に「喜連川文書一覧」「4足利持氏御判御教書 でも言及した。 拙稿 「鎌倉黄梅院と武蔵瀬崎勝福寺―下総東庄小南郷をめ 応永 前
- 44この前後については、 拙稿「喜連川家伝来史料考証」(『中世東国の支配構造』 初出一九七九年)
- 45 川氏を中心として─」(『中世東国の権力と構造』初出二○○九年)を参照されたい。 東慶寺と関東足利氏=喜連川氏との関係については、 拙稿 「戦国期の関東足利氏に関する考察 -特に小弓・喜連

〈付記〉 鎌倉公方足利氏満と下野小山義政の乱 稲田大学中央図書館の御便宜を頂いた。 ついては、 東京大学史料編纂所・神奈川県立金沢文庫図書閲覧室・横浜市立大学図書館・ 滝川恒昭・坂井法曄・川本慎自諸氏から種々貴重な御助言を頂いた。 -特に足利氏満文書三通をめぐって-写真掲載については、 館山市立博物館の御許可を頂いた。 関係史料と文献 鎌倉市中央図書 また斎木明美 閲覧に 館

・早



鎌倉府軍の進軍ルート ※松本一夫『小山氏の盛衰』より。一部改変



小山の中世道路と町割り ※斎藤弘「遺跡が語る中世の小山」(『下野小山氏』)